

## 第2 調査の結果

本報告においては、質問紙調査（第2調査）の数値データを中心に結果を紹介するとともに、同調査によって得られた「自由記載回答」や、面接調査（第1調査）によって得られた「保護司の具体的な言葉」を、各所に補足的に盛り込んでいくこととする。

なお、本報告の数値データは、質問紙調査に回答のあった2,260人に係るものであり、面接調査の対象となった82人は含まれていない。また、特に断りのない限り、比率は無回答を除く。

### 1 回答者の属性

#### (1) 属性の概要

回答者の属性については、表2のとおりである。

男女別で女性が25.7%、年齢層別で60歳以上が73.9%、平均年齢が64.4歳であり、全国の保護司のそれと近似している。

職業別では、全国の保護司と比べると無職者及び主婦の合計比率が高い（39.4%）が、それ以外はおおむね全国の状況と近似している。

保護司経験年数は、約3分の1が10年以上20年未満である。平成16年1月1日現在の全国の分布は、10年未満が52.0%、10年以上20年未満が31.5%、20年以上が16.5%であり、これに近似している。

家族の人数（保護司を含む。）は、2人が一番多く36.2%であるが、5人以上も25.9%に及ぶ。平均家族人員は3.52人である。これは、平成12年の国勢調査による一般世帯の世帯人員（5人以上の世帯の比率が11.5%、平均世帯人員が2.67人）と比べて規模が大きい。

住居形態は、そのほとんどが一戸建て（82.7%）など独立性の高い建物に住んでおり、マンション・アパートなどの集合住宅に住む者は3.3%にすぎない。これは、平成15年の住宅・土地統計調査（全国）による住宅の建て方別構成比（一户建て56.5%、共同住宅40.0%）と大きく異なる。

事件担当状況は、保護観察事件、環境調整事件ともに、担当経験のある者が9割以上であり、また、調査時の担当事件数は、保護観察事件が1～3件、環境調整が1～2件が多い。

表2 回答者の属性

	度 数	構成比		度 数	構成比
性別			保護司経験年数		
男	1,679	(74.3)	5年未満	580	(25.8)
女	581	(25.7)	5年以上10年未満	497	(22.1)
年齢層			10年以上20年未満	759	(33.8)
30歳代	4	(0.2)	20年以上	409	(18.2)
40歳代	76	(3.4)	家族の人数(保護司を含む)		
50歳代	509	(22.5)	1人	50	(2.2)
60歳代	1,028	(45.5)	2人	816	(36.2)
70歳以上	641	(28.4)	3人	464	(20.6)
職業			4人	342	(15.2)
無職(主婦を除く)	497	(22.1)	5人	226	(10.0)
主婦	390	(17.3)	6人	203	(9.0)
農林・漁業	244	(10.8)	7人以上	154	(6.8)
商業・サービス業	224	(10.0)	住居形態		
製造・加工業	69	(3.1)	一戸建て住宅	1,863	(82.7)
土木・建築業	43	(1.9)	住宅と店舗・会社事務所が一体となつた建物	223	(9.9)
宗教家	205	(9.1)	集合住宅(マンション・アパートなど)	74	(3.3)
会社・団体役員	235	(10.4)	寺院・教会・宗教施設等	61	(2.7)
会社員	90	(4.0)	二戸建て住宅	3	(0.1)
公務員(教員を除く)	86	(3.8)	その他	28	(1.2)
教員	20	(0.9)	保護観察事件の経験件数		
その他	148	(6.6)	なし	69	(3.2)
無職の場合の前職			1件以上10件未満	1,032	(48.1)
農林・漁業	13	(2.8)	10件以上20件未満	448	(20.9)
商業・サービス業	18	(3.9)	20件以上50件未満	415	(19.3)
製造・加工業	11	(2.4)	50件以上100件未満	146	(6.8)
土木・建設業	2	(0.4)	100件以上	37	(1.7)
宗教家	1	(0.2)	環境調整事件の経験件数		
会社・団体役員	30	(6.5)	なし	182	(8.7)
会社員	58	(12.5)	1件以上5件未満	930	(44.3)
公務員(教員を除く)	170	(36.7)	5件以上10件未満	444	(21.2)
教員	137	(29.6)	10件以上20件未満	319	(15.2)
その他	22	(4.8)	20件以上50件未満	188	(9.0)
特になし	1	(0.2)	50件以上	36	(1.7)
居住地方			保護観察事件の調査時担当件数		
北海道	144	(6.5)	なし	581	(27.9)
東北	186	(8.4)	1件	685	(32.9)
関東	688	(31.2)	2件	438	(21.1)
中部	246	(11.2)	3件	237	(11.4)
近畿	360	(16.3)	4件	81	(3.9)
中国	172	(7.8)	5件以上	58	(2.8)
四国	108	(4.9)	環境調整事件の調査時担当件数		
九州	302	(13.7)	なし	836	(42.2)
居住地の人口規模			1件	630	(31.8)
1万人未満	259	(11.6)	2件	322	(16.3)
1万人以上3万人未満	339	(15.1)	3件	122	(6.2)
3万人以上5万人未満	226	(10.1)	4件	39	(2.0)
5万人以上10万人未満	254	(11.3)	5件以上	32	(1.6)
10万人以上30万人未満	376	(16.8)			
30万人以上50万人未満	244	(10.9)			
50万人以上100万人未満	125	(5.6)			
100万人以上	417	(18.6)			

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

## (2) 分析のための属性の区分け

本報告においては、調査結果を単純集計するだけでなく、更に詳細に分析するため、回答者の属性を区分けし、変数として用いることとする。

主な回答者属性として、男女、年齢、保護司経験年数、居住地の人口規模を取り上げるが、分析しやすくするために、基本的に次のように情報を圧縮し、区分けする。無回答は除いた。

- ・年齢～60歳未満 (589人)、60歳代 (1,028人)、70歳以上 (641人) の3群
- ・保護司経験年数～5年未満 (580人)、5年以上10年未満 (497人)、10年以上20年未満 (759人)、20年以上 (409人) の4群
- ・居住地の人口規模～5万人未満 (824人)、5万人以上30万人未満 (630人)、30万人以上 (786人) の3群

その他に、住居形態についても、質問項目によって適宜変数として用いる。

変数として用いる回答者属性をクロスさせて見たのが、表3である。男女の分布は、年齢層、保護司経験年数、人口規模では、特に大きな違いは見られないが、人口5万人未満の所に男性が多く、人口30万人以上の所に女性が多い傾向が見られる。年齢層×保護司経験年数では、当然のごとく、年齢層が上がるほど保護司経験年数が長くなる。年齢層×人口規模、保護司経験年数×人口規模では、特に大きな違いは見られない。

以下、回答者の属性と各質問項目との関連は、主にクロス集計分析によって検討する。クロス集計分析は、変数間に統計的に有意な関係があるかどうかを見るための手法であり、ここでは $\chi^2$ 検定<sup>1</sup>を実施し、有意性を確認する。その際、できるだけ構造を単純化し、結果を理解しやすくするために、必要に応じて質問項目のカテゴリーを統合し、無回答を除いて分析する。

また、結果については、 $\chi^2$ 検定の結果が有意であったものを文章又はグラフで示し、その際、グラフには自由度、カイ二乗値、偶然生起確率(p値)の水準を表示する。例えば、自由度4のカイ二乗値が12.361でp値が0.015の場合、【 $\chi^2(4)=12.361, p<.05$ 】と表示する。p値は、有意水準5%以下の場合 $p<.05$ 、有意水準1%以下の場合 $p<.01$ 、有意水準0.1%以下の場合 $p<.001$ と示す。p値が低いほど有意性は高くなる。

表3 回答者の属性間のクロス集計表 I

① 男女×年齢層のクロス集計表

区分	60歳未満	60歳代	70歳以上	合計
男	438 (26.1)	754 (45.0)	485 (28.9)	1,677 (100.0)
女	151 (26.0)	274 (47.2)	156 (26.9)	581 (100.0)
合計	589 (26.1)	1,028 (45.5)	641 (28.4)	2,258 (100.0)

1  $\chi^2$ 検定とは、クロス集計表の各項目の間に関係があるかどうかを、各項目が従うであろう統計的性質に基づいて判断する手法である。

② 男女×保護司経験年数のクロス集計表

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合 計
男	430 (25.7)	376 (22.5)	568 (34.0)	296 (17.7)	1,670 (100.0)
女	150 (26.1)	121 (21.0)	191 (33.2)	113 (19.7)	575 (100.0)
合 計	580 (25.8)	497 (22.1)	759 (33.8)	409 (18.2)	2,245 (100.0)

③ 男女×人口規模のクロス集計表

区 分	5万人未満	5万人以上 30万人未満	30万人以上	合 計
男	631 (37.9)	470 (28.2)	566 (34.0)	1,667 (100.0)
女	193 (33.7)	160 (27.9)	220 (38.4)	573 (100.0)
合 計	824 (36.8)	630 (28.1)	786 (35.1)	2,240 (100.0)

④ 年齢層×保護司経験年数のクロス集計表

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合 計
60歳未満	282 (48.2)	166 (28.4)	121 (20.7)	16 (2.7)	585 (100.0)
60歳代	295 (28.9)	297 (29.1)	312 (30.6)	117 (11.5)	1,021 (100.0)
70歳以上	3 (0.5)	34 (5.3)	324 (50.9)	276 (43.3)	637 (100.0)
合 計	580 (25.9)	497 (22.2)	757 (33.7)	409 (18.2)	2,243 (100.0)

⑤ 年齢層×人口規模のクロス集計表

区 分	5万人未満	5万人以上 30万人未満	30万人以上	合 計
60歳未満	207 (35.4)	161 (27.6)	216 (37.0)	584 (100.0)
60歳代	382 (37.4)	292 (28.6)	348 (34.1)	1,022 (100.0)
70歳以上	233 (36.9)	177 (28.0)	222 (35.1)	632 (100.0)
合 計	822 (36.7)	630 (28.2)	786 (35.1)	2,238 (100.0)

⑥ 保護司経験年数×人口規模のクロス集計表

区分	5万人未満	5万人以上 30万人未満	30万人以上	合計
5年未満	216 (37.4)	159 (27.5)	203 (35.1)	578 (100.0)
5年以上 10年未満	191 (38.8)	144 (29.3)	157 (31.9)	492 (100.0)
10年以上 20年未満	274 (36.5)	208 (27.7)	269 (35.8)	751 (100.0)
20年以上	138 (34.2)	115 (28.5)	151 (37.4)	404 (100.0)
合計	819 (36.8)	626 (28.1)	780 (35.1)	2,225 (100.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は行内の構成比である。  
 3 無回答を除く。

## 2 保護観察処遇における面接の状況

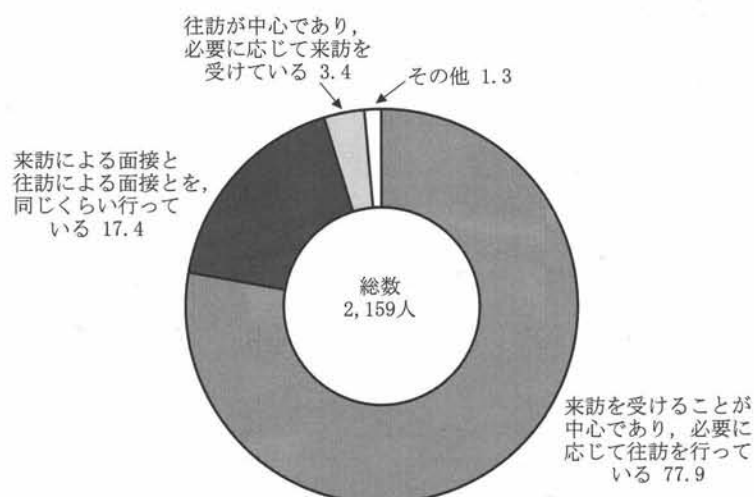
### (1) 対象者との面接の形態

#### ア 単純集計及び自由回答

保護観察は、対象者と適切な接触を保ち、その生活状況を見守りながら指導・援助に当たることが基本である。接触には、電話や郵便等の通信手段による往来信なども含まれるが、その中心は面接である。保護司は、保護観察所長から担当を依頼された対象者と毎月数回面接し、その生活状況を把握しながら、必要な指導や助言を行っている。面接の形態には、大別して、対象者が保護司宅を訪ねる「来訪」と、保護司が対象者宅を訪ねる「往訪」とがある。

対象者との面接形態について尋ねたところ、図5のとおり、約78%は、対象者を自宅に迎え入れ

図5 保護観察対象者との面接の形態



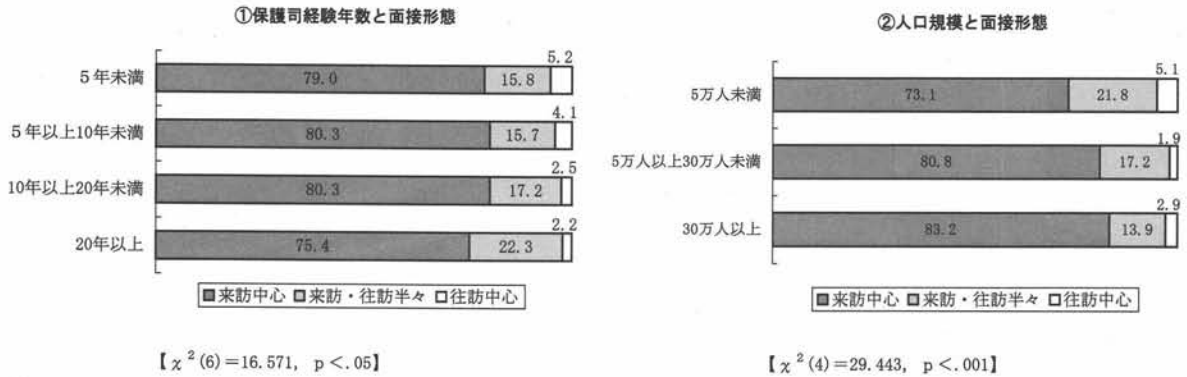
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 その他は「往訪のみ行っている」等である。  
 3 無回答を除く。

る「来訪」を中心として面接を行っている。また、自宅内の面接場所として、居間、客間、応接室、ダイニングキッチンなどが挙げられている。

イ 属性とのクロス集計

属性と面接の形態をクロス集計したところ、図6①のとおり、保護司経験年数が長いほど、おおむね「来訪・往訪半々」の比率が高くなり、図6②のとおり、人口規模が大きいほど、「来訪中心」の比率が高くなる。

図6 属性と面接形態との関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 面接形態「その他」及び無回答を除く。

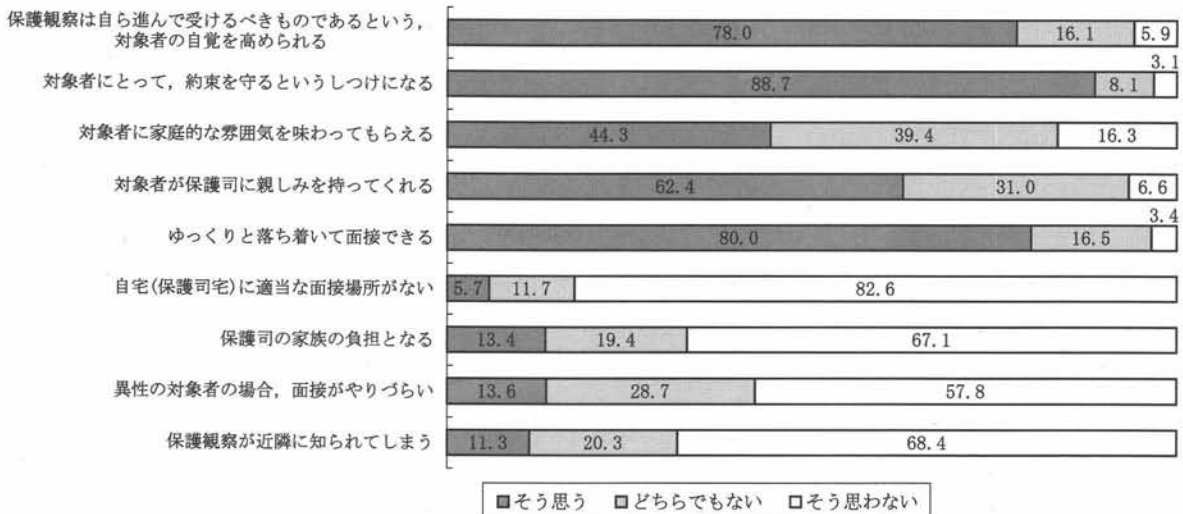
(2) 来訪の長短所

ア 単純集計及び自由回答

来訪面接の長短所について質問したところ、図7のとおりであり、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」の4項目について、「そう思う」と答えた者の比率が高く、来訪に関して肯定的な評価が多いことが分かる。

その一方で、「保護司の家族の負担となる」、「保護観察が近隣に知られてしまう」が1割を超え、自宅を面接場所として提供していることによる苦勞も垣間見える。また、「異性の対象者の場合、面

図7 来訪の長短所



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答を除く。

接がやりづらい」とする者も1割以上いる。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

来訪の長所として、「話が弾むことが多い。対象者が素直になってくれる」、「履物をきちんとそろえて家に上がったときは、それをほめることができる。茶菓を出してくれた家族に礼を言ったときも、またほめることができる」、「食事時であれば手作り料理を共にして、家庭の味を知らせることができる」などの意見があり、一方、短所として、「3LDKのマンションなので、面接場所がリビングしかなく、夫が在宅中は面接できない」、「あまり関係がなさそうな人がどうして来訪してくるのかと、近所の人に不審に思われる」、「家族が気を遣う」、「対象者が車で来訪した場合、駐車場が用意できない」、「面接の日時設定の際、対象者と自分と家族の時間の都合を考慮しなければならない」などの意見があった。

#### 【面接調査の回答】

来訪の長所として、「リラックスして、落ち着いて話ができる」、「家庭の雰囲気味わってもらえることができる」、「お茶やお菓子を出すことができる」などが挙げられた。短所としては、「隣近所に気を遣う」が多く、「来訪時間の約束が守られず、一日中待たされたりする」、「面接中に電話や訪問客があると困る」、「暴力団関係の対象者を担当すると、仕返しされないか不安に思う」なども挙げられた。

### イ 属性とのクロス集計

#### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」(図8①)、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」(図8②)、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、男性の方が、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「保護司の家族の負担となる」(図8③)、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」(図8④)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。女性の方が比較的、来訪を積極的にとらえている様子が見られる。

#### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」(図8⑤)、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「保護司の家族の負担となる」(図8⑥)、「異性対象者の場合、面接がやりづらい」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。年齢層の高い者ほど、来訪を積極的に評価し、年齢層の低い者ほど、来訪に負担を感じていることがうかがわれる。

#### (ウ) 保護司経験年数別

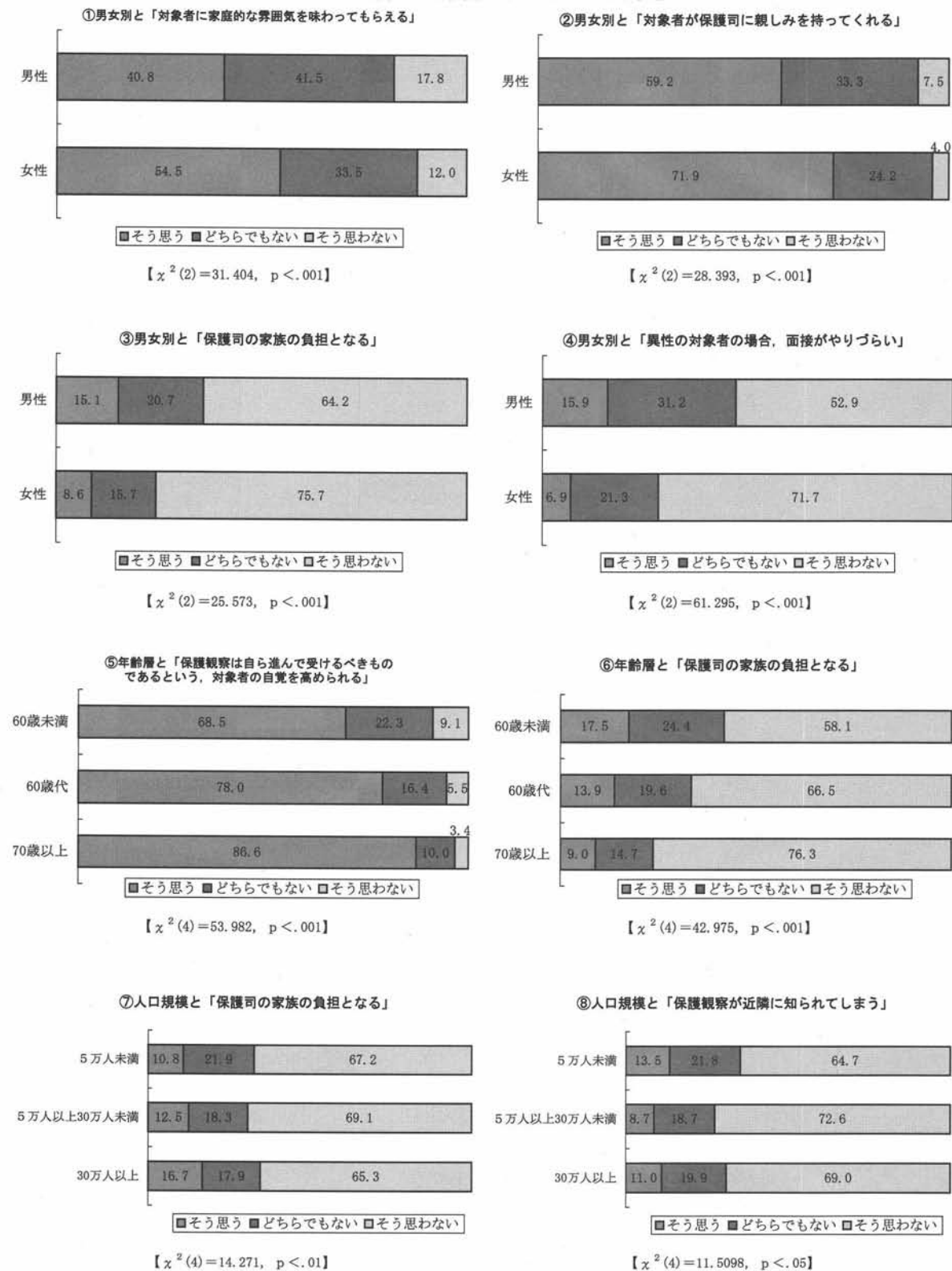
保護司経験年数別に見ると、経験年数が高いほど、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「自宅(保

護司宅)に適切な面接場所がない」,「保護司の家族の負担となる」,「異性の対象者の場合,面接がやりづらい」,「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率が高い。年齢層別とほぼ同様の傾向である。

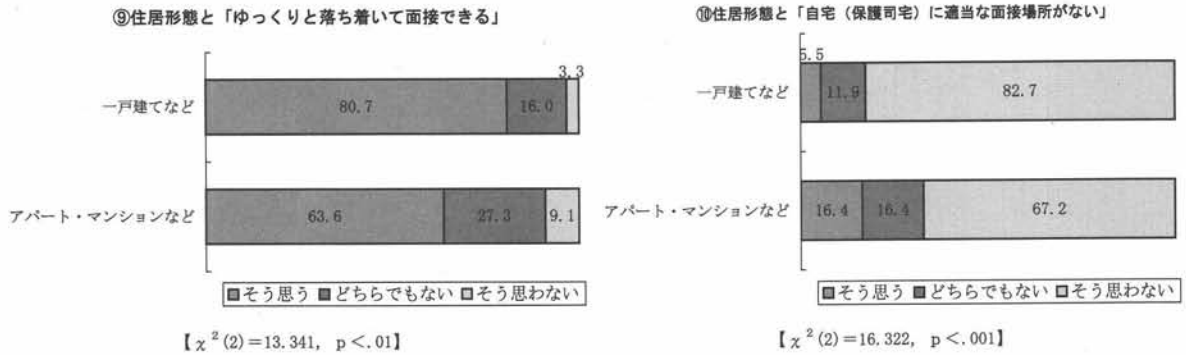
(エ) 人口規模別

人口規模別に見ると,他の属性ほど多くの関連は見られないが,人口規模が大きいほど,「保護

図8 属性と来訪の長短所との関連







注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

司の家族の負担となる」(図8⑦)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。また、「保護観察が近隣に知られてしまう」(図8⑧)に「そう思う」と答えた者の比率は、5万人未満(13.5%)、30万人以上(11.0%)、5万人以上30万人未満(8.7%)の順に高かった。

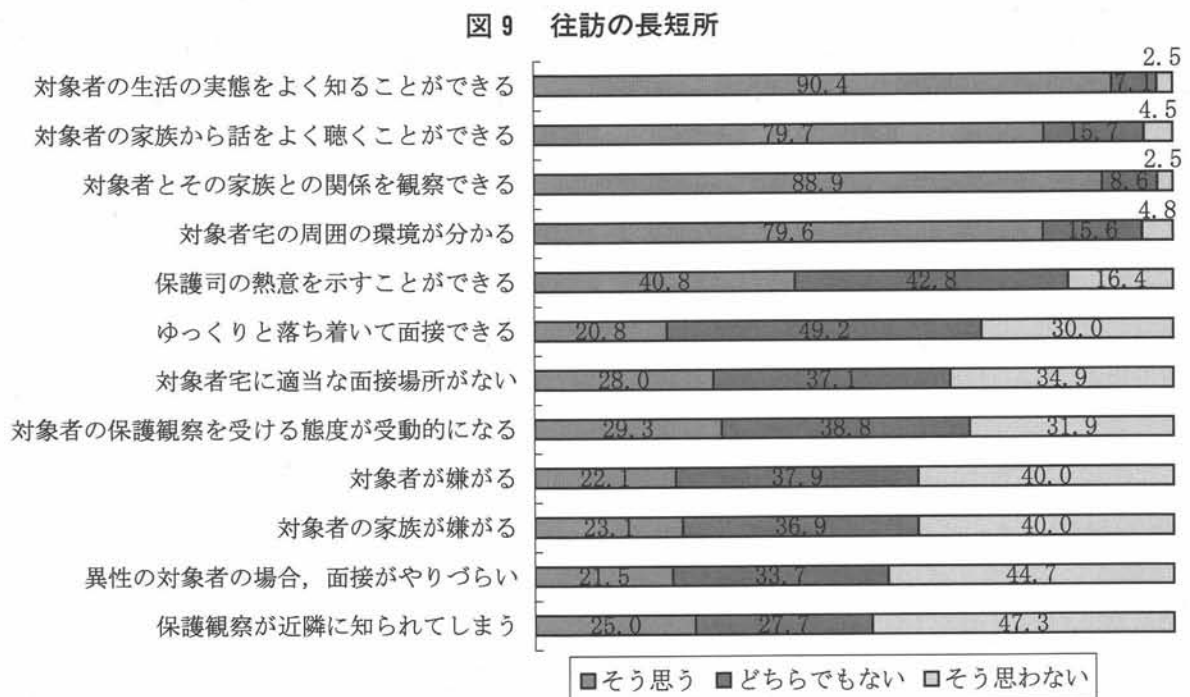
(オ) 居住形態別

回答者の住居形態について、一戸建てなどの独立性の高い建物(2,089人)、マンション・アパートなど集合性の高い建物(74人)の二つの群に分け、クロス集計したところ、マンション・アパートなどに住むの方が、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」(図8⑨)に「そう思う」と答えた者の比率が低く、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」(図8⑩)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。集合性の高い建物に住む者が、比較的来訪を負担に感じている様子がうかがわれる。

(3) 往訪の長短所

ア 単純集計及び自由回答

往訪についても、その長短所を質問したところ、図9のとおり、「対象者の生活の実態をよく知る



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

ことができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者宅の周囲の環境が分かる」など、対象者の生活状況把握に効果があるとする者が多い。他方、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする者は約2割にとどまっており、来訪について、8割が「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と回答したのと比べて対照的である。

また、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」、「対象者宅に適切な面接場所がない」とする者が、それぞれ約3割であり、保護司が苦心しながら往訪を行っていることがうかがえる。

「保護観察が近隣に知られてしまう」も25.0%で、来訪の11.3%に比べて高い。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

往訪の長所として、「対象者の家族も保護観察についての意識を強く持ってくれる」、「家族と関係ができれば問題解決に役立つ」などの意見、短所として、「対象者がアパート住まいの場合、留守が多いと大変苦労する」、「家族など同居者を気にして、対象者が本音を話さない」、「近年、マンションに居住する対象者が増え、往訪を嫌がる傾向にある」などの意見があった。

#### 【面接調査の回答】

往訪の長所として、「来訪時と違う対象者の様子が見られる」、「家庭の雰囲気分かる」、「家族と面接できる」などが挙げられ、短所として、「対象者が家族の前ではリラックスして話せない様子がある」、「近隣の目が気になり、暗くなってからでないと往訪できない」、「玄関先までしか入れてもらえず、こみ入った話ができない」などが挙げられた。

### イ 属性とのクロス集計

#### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者宅の周囲の環境が分かる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、男性の方が、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」(図10①)に「そう思う」と答えた者の比率が高い。

#### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「対象者の生活の実態を良く知ることができる」、「保護司の熱意を示すことができる」(図10②)、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」(図10③)に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「対象者が嫌がる」(図10④)、「対象者の家族が嫌がる」、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率も高い。年齢層の高い者ほど、往訪を積極的に評価していることがうかがえる。

#### (ウ) 保護司経験年数別

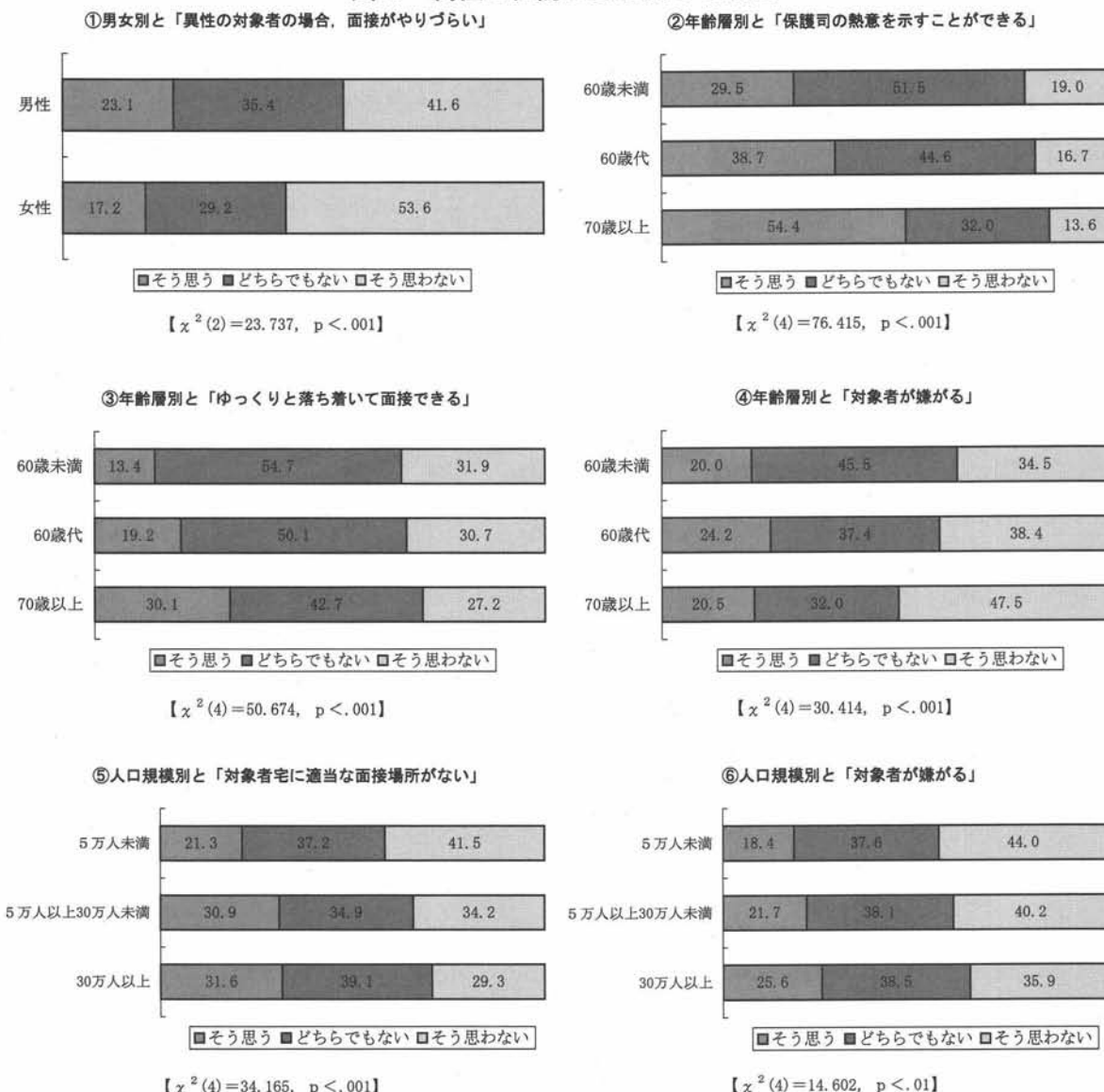
保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「保護司の熱意を示すことができる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、また、「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」、「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」に「そう思わない」と答えた者の比率も高い。年齢層別とほぼ同様の傾向である。

#### (エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」に「そう思う」と答えた者の比率が高く、人口規模が大きいほど、「対象者宅に適切な面接場所が

ない」(図10⑤),「対象者が嫌がる」(図10⑥),「対象者の家族が嫌がる」に「そう思う」と答えた者の比率が高い。人口規模の大きい地域に居住する保護司ほど、往訪に困難を感じていることがうかがえる。

図10 属性と往訪の長短所との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

#### (4) 往来訪以外の面接

往来訪以外の面接について質問したところ、「往来訪以外の面接をしたことは、特にない」が1,147人(全回答者の50.8%)と最も多かった。往来訪以外の面接経験のある者について、その面接場所を尋ねたところ、「喫茶店などの飲食店」が436人(全回答者の19.3%),「駐車した車の中」が168人(同7.4%),「対象者の入院先(病院)」が146人(同6.5%),「公園(河原, 寺社の境内などを含む。)」が141人(同6.2%),「対象者の勤務先」が96人(同4.2%),「公民館や市町村役場の一画」が86人(同3.8%)であった。

また、往来訪以外の面接を行った理由としては、「対象者が希望したから」が247人(全回答者の10.9%)で最も多く、次いで、「気分転換を図りたかったから」(197人, 同8.7%),「対象者に食事をさせたかったから」(146人, 同6.5%),「対象者宅に適当な面接場所がないから」(143人, 同6.3%),「対象者を見

舞いたかったから」(116人, 同5.1%)の順であった。

#### 【面接調査の回答】

往來訪以外の面接について、「食事を摂っていない少年がいるので、飲食店で食べさせることがある」、「対象者が就職先を見に来てほしいと言うので、働いている姿を外から見た後、2人で公園のベンチで話をした」、「対象者宅に往訪したところ先客があったので、駐車した車の中で話をしたことがある」、「桜の時期で、弁当を持って対象者の少女と共に公園に出かけた。長時間色々な話ができて、関係が深まった」といった言葉が聞かれた。他方、「誰が見ているかわからないので、絶対にしない」という発言もあった。

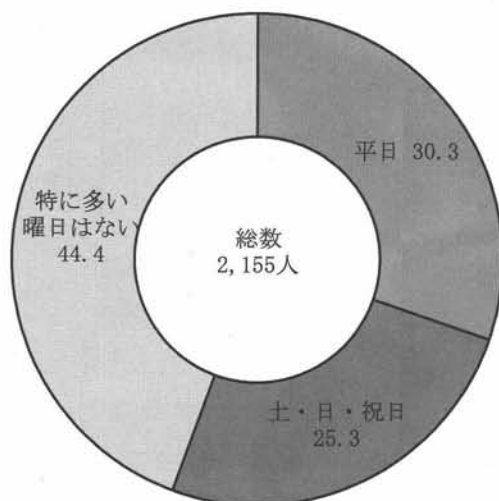
#### (5) 面接日時の決め方、面接を行う曜日と時間帯

##### ア 単純集計等

面接日時の決め方について尋ねたところ、「対象者の都合と自分(保護司)の都合を出し合い、話し合っで決める」が最も多く、1,385人(64.1%)であり、次いで、「だいたい対象者の都合を優先して決める」が704人(32.6%)であった。「だいたい自分(保護司)の都合を優先して決める」という者は、わずか60人(2.8%)にすぎず、保護司が対象者の都合を尊重しながら面接日時を設定していることが分かる。

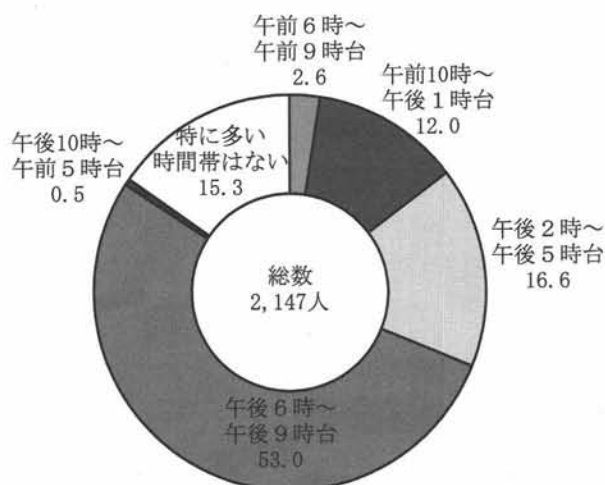
面接を行うことの多い曜日は、図11のとおり、「特に多い曜日はない」と答えた者が最も多いが、「土・日・祝日」と答えた者も約25%に上った。また、面接を行うことの多い時間帯は、図12のとおり、半数以上が「午後6時～午後9時台」であり、「午後2時～午後5時台」がこれに続いた。面接がこのような曜日や時間帯になるのは、対象者の就労や就学に配慮しているため、又は保護司自らも仕事を持っているためと考えられる。

図11 面接を行う曜日



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

図12 面接を行う時間帯



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

さらに、曜日と時間帯をクロスして見たのが、表4である。多い順に、「特にも多い曜日はない×午後6時～午後9時台」、「平日×午後6時～午後9時台」、「土・日・祝日×午後6時～午後9時台」、「特にも多い曜日はない×特にも多い時間帯はない」である。

表4 面接を行う曜日と時間帯とのクロス集計表

区 分	午前6時～ 午前9時台	午前10時～ 午後1時台	午後2時～ 午後5時台	午後6時～ 午後9時台	午後10時～ 午前5時台	特にも多い時 間帯はない	合 計
平日	16 (0.7)	72 (3.4)	128 (6.0)	362 (16.9)	6 (0.3)	66 (3.1)	650 (30.3)
土・日・祝日	32 (1.5)	128 (6.0)	107 (5.0)	236 (11.0)	3 (0.1)	34 (1.6)	540 (25.2)
特にも多い曜日はない	8 (0.4)	57 (2.7)	120 (5.6)	538 (25.1)	2 (0.1)	228 (10.6)	953 (44.5)
合 計	56 (2.6)	257 (12.0)	355 (16.6)	1,136 (53.0)	11 (0.5)	328 (15.3)	2,143 (100.0)

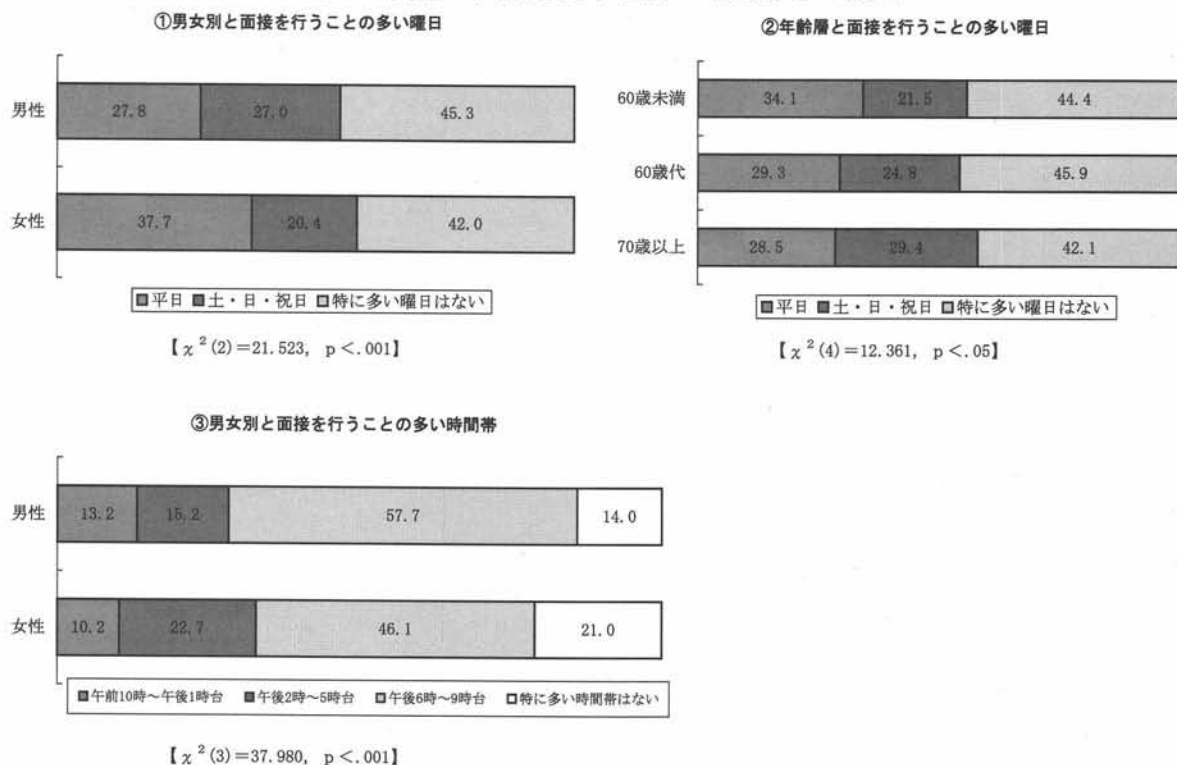
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は総合計に占める構成比である。  
3 無回答を除く。

イ 属性と面接を行う曜日・時間帯とのクロス集計

曜日について見ると、図13①のとおり、女性の方が、「平日」の比率が高く、男性の方が、「土・日・祝日」の比率が高い。また、図13②のとおり、年齢層が上がるほど、「土・日・祝日」の比率が高く、年齢層が下がるほど、「平日」の比率が高い。さらに、保護司経験年数が長いほど、「特にも多い曜日はない」の比率が高く、保護司経験年数が短いほど、おおむね「平日」の比率が高い。女性、年齢層の低い者及び保護司経験年数の短い者は、比較的、「平日」を面接の曜日に充てていることがうかがえる。

時間帯（「午前6時～午前9時台」及び「午後10時～午前5時台」を除く。）について見ると、図13③のとおり、女性の方が、「午後2時～5時台」や「特に多い時間帯はない」の比率が高く、男性の方が、「午後6時～午後9時台」の比率が高い。また、年齢層が上がるほど、「午前10時～午後1時台」と「午後2時～午後5時台」の比率が高い。さらに、人口規模が大きいほど、「午後2時～午後5時台」と「特に多い時間帯はない」の比率が高く、人口規模が小さいほど、「午後6時～午後9時台」の比率が高い。

図13 属性と面接を行う曜日・時間帯との関連



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

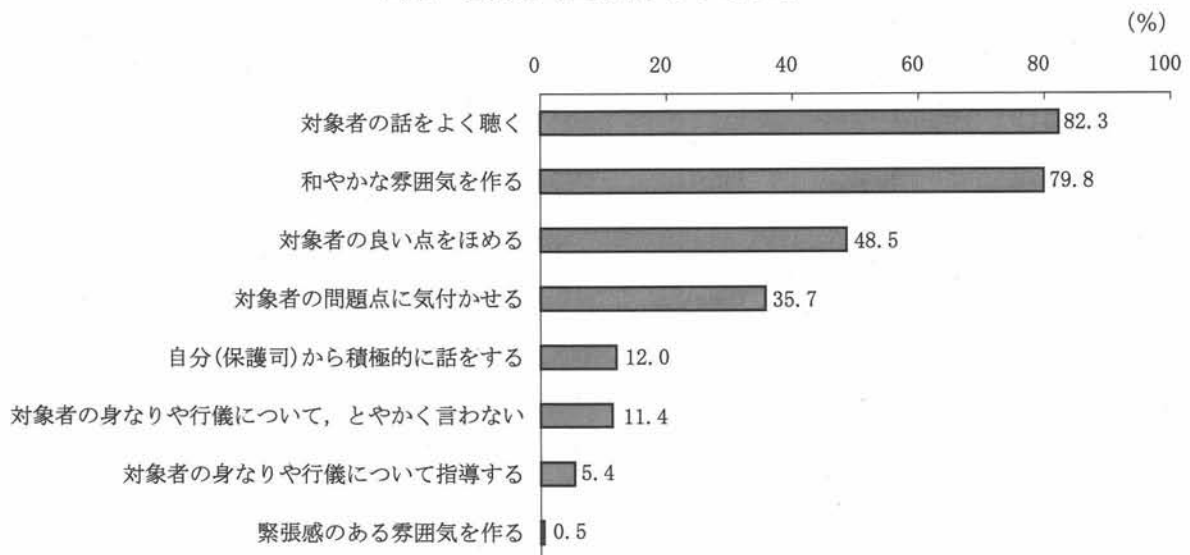
3 時間帯については、「午前6時～午前9時台」の56人及び「午後10時～午前5時台」の11人を除く。

## (6) 面接時に心掛けていること

### ア 単純集計及び自由回答

面接を行う際に心掛けていることについては、図14のとおり、「対象者の話をよく聴く」及び「和やかな雰囲気を作る」がともに約8割と多く、「対象者の良い点をほめる」、「対象者の問題点に気付かせる」が続いている。この結果は、保護司が面接において受容と共感を大切にして、対象者との関係形成に配慮しながら保護観察に当たっていることを示していると言えよう。

図14 面接時に心掛けていること



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 三つを限度とした複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

「なんでもかんでも受け入れるのではなく、対象者が自分を見つめ直す機会を持てるようにしている」、「普段は和やかに、注意すべき場合はきちんと注意する」などの記載があり、保護司が、対象者との関係の形成や維持を大切にしながらも、必要な時にはきちんと注意・指導する姿勢でいることがうかがわれる。

#### 【面接調査の回答】

「一方的に注意しない。本人の考えや気持ちを聴き、本人の良い所を探してほめる」「お茶やお菓子を出しながら、なるべく和やかな雰囲気での会話を進める」、「相手を『助けたい』という気持ちで接する。自分の子も誰かに助けてもらっているのだから」、「お説教はしない」、「身構えないで自然体で接する。これまでさんざん責められたから、責めない」など、受容を重視する発言が目立った。また、「話しやすい雰囲気を作るようにしているが、必要なときはきちんと注意する」、「あいさつをすることや、靴をそろえることなど、礼儀についてはうるさくしている。約束を守れたら、ほめる」などの発言もあった。

#### イ 属性とのクロス集計

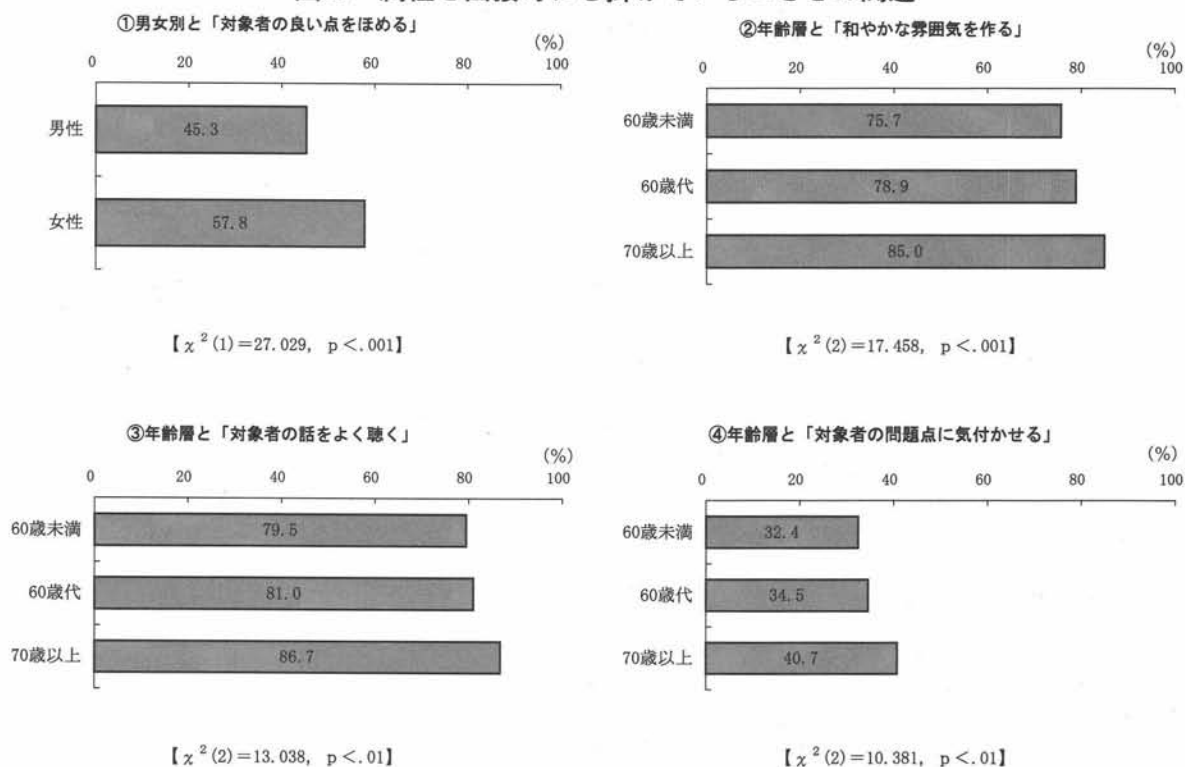
##### (ア) 男女別

男女別に見ると、女性の方が、「対象者の話をよく聴く」、「対象者の良い点をほめる」(図15①)の選択率が高く、男性の方が、「自分(保護司)から積極的に話をする」、「対象者の身なりや行儀について指導する」の選択率が高い。

##### (イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「和やかな雰囲気を作る」(図15②)、「対象者の話をよく聴く」(図15③)、「対象者の問題点に気付かせる」(図15④)、「対象者の身なりや行儀について指導する」の選択率が高く、年齢層が下がるほど、「対象者の身なりや行儀について、とやかく

図15 属性と面接時に心掛けていることとの関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各属性において、当該項目を選択した者の比率である。  
 3 年齢層の無回答を除く。

言わない」の選択率が高い。

#### (ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、経験年数が長いほど、「和やかな雰囲気を作る」、「対象者の問題点に気付かせる」の選択率が高い。

#### (7) 保護観察処遇に活用している交通・通信手段等

##### ア 単純集計

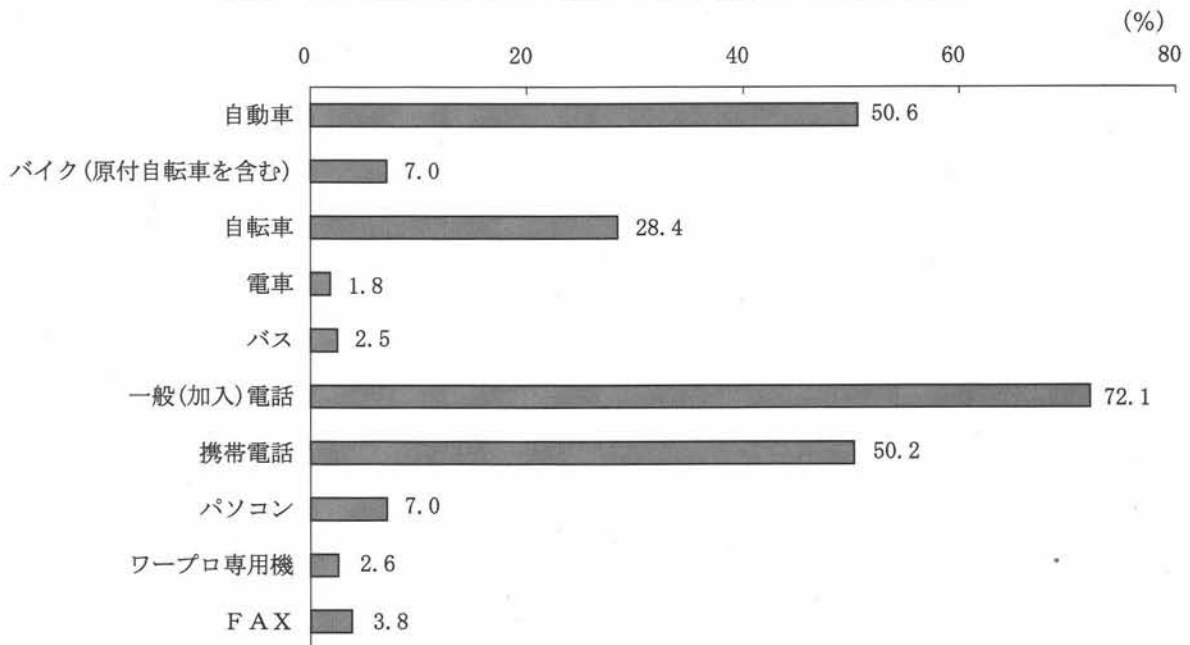
保護観察を行う上で活用している交通手段及び通信手段等について質問したところ、図16のとおり、交通手段としては、約5割の保護司が「自動車」を活用しており、通信手段としては、約7割が「一般（加入）電話」を、約5割が「携帯電話」を活用している。保護司宅と対象者宅との距離が相当離れている場合もあるため、自動車は、往訪等に欠かせないものであることがうかがえる。対象者との通信には、一般（加入）電話と携帯電話の双方がよく使われている。

特に、携帯電話については、面接調査においても、「多くの少年が携帯電話を持つようになった。少年が自宅にいても連絡がとれるので、その点は便利になった」、「携帯電話の普及からか、対象者の動きが激しくなった」、「保護観察になった仲間同士で、携帯電話を用いて、こまめに情報交換をしているようだ」などの発言があった。対象者の来訪がなかったり、保護司が往訪しても不在だったり、対象者宅に電話をしても応答がなかったりなど、対象者と連絡がとれなくなることは保護司の悩みの一つだが、携帯電話はその悩みをある程度解消するためのツールとして、よく用いられるようになってきている様子である。

ちなみに、携帯電話又はパソコンを用いている者に対し、対象者とメールのやりとりをしたことがあるか尋ねたところ、あると答えたものは107人(全回答者の4.7%)にすぎなかった。また、メー



図16 保護観察を行う上で活用している交通・通信手段等



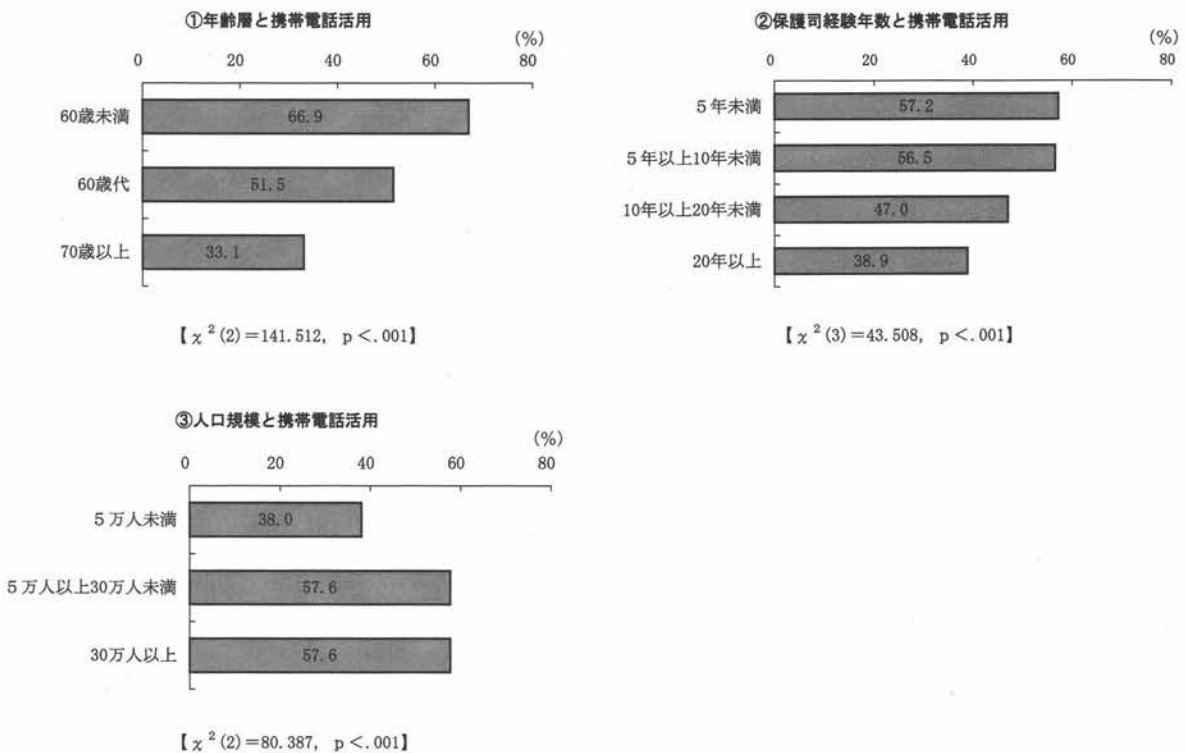
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

ルでのやりとりは、保護司からの申し出によるものが43人、対象者からの申し出によるものが53人であった。

イ 属性とのクロス集計

交通手段として用いられることの多い「自動車」及び約半数が活用している「携帯電話」について

図17 属性と携帯電話活用との関連



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各属性において、保護観察処遇上活用しているものとして、「携帯電話」を選択した者の比率である。  
 3 属性の無回答を除く。

て、属性との関連を見ると、男女別では、男性の方が「自動車」の選択率が高い。年齢別では、年齢層が下がるほど、「自動車」、「携帯電話」(図17①)の選択率が高い。保護司経験年数別では、経験年数が短いほど、「携帯電話」(図17②)の選択率が高い。人口規模別では、人口規模が大きいほど、おおむね「携帯電話」(図17③)の選択率が高く、人口規模が小さくなるほど、「自動車」の選択率が高い。

#### (8) 小括

- ア 調査対象保護司の約4分の3は、対象者を自宅に迎え入れる「来訪」を中心として面接を行っている。
- イ 来訪による面接に関しては肯定的な評価が多い。しかし、自宅を面接場所として提供していることによる苦勞も垣間見える。
- ウ 来訪についてより肯定的であったのは、女性、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者であった。また、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、対象者の来訪に伴う自分の家族の負担を感じている。マンション・アパートなど集合性の高い建物に居住する者は、比較的来訪を負担に感じている。
- エ 往訪による面接に関しても肯定的な評価が多い。しかし、ゆっくりと落ち着いて面接できない、対象者宅に適当な面接場所がないといったことも感じている。
- オ 往訪についてより肯定的であったのは、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者であった。また、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、往訪に困難を感じている。
- カ 来訪と往訪とを問わず、男性の方が、異性の対象者の場合は面接がやりづらいと感じている。
- キ 往来訪以外の面接経験のある者は半数に満たないが、その面接場所としては、喫茶店などの飲食店が最も多く、面接理由としては、対象者が希望したからが最も多かった。
- ク 面接日時の決め方については、対象者と話し合っただけで決めるか、対象者の都合を優先して決めるという者が大半である。面接を行うことの多い曜日は、「土・日・祝日」と答えた者が約25%であった。面接を行うことの多い時間帯は、半数以上が「午後6時～午後9時台」であった。保護司が、対象者の都合を優先しながら、休日や夕方から夜にかけての時間帯を使って面接を行っていることがうかがわれる。
- ケ 保護司の面接時の心構えは、対象者の話をよく聴く、和やかな雰囲気を作る、対象者の良い点をほめるなど、受容と共感を重視したものである。対象者との人間関係を形成しつつ、問題点に気付かせていくという処遇態度がうかがわれる。
- コ 女性の方が、面接において比較的受容的な姿勢が強い。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者ほど、受容的な姿勢と指導的な姿勢の双方を重視しながら、硬軟織り交ぜて処遇に当たっている様子がうかがわれる。
- サ 保護観察処遇に活用されている交通手段としては、自動車が最も多かった。また、通信手段としては、一般の加入電話が最も多いが、携帯電話を活用している者も約5割に及んだ。年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、携帯電話を活用していた。

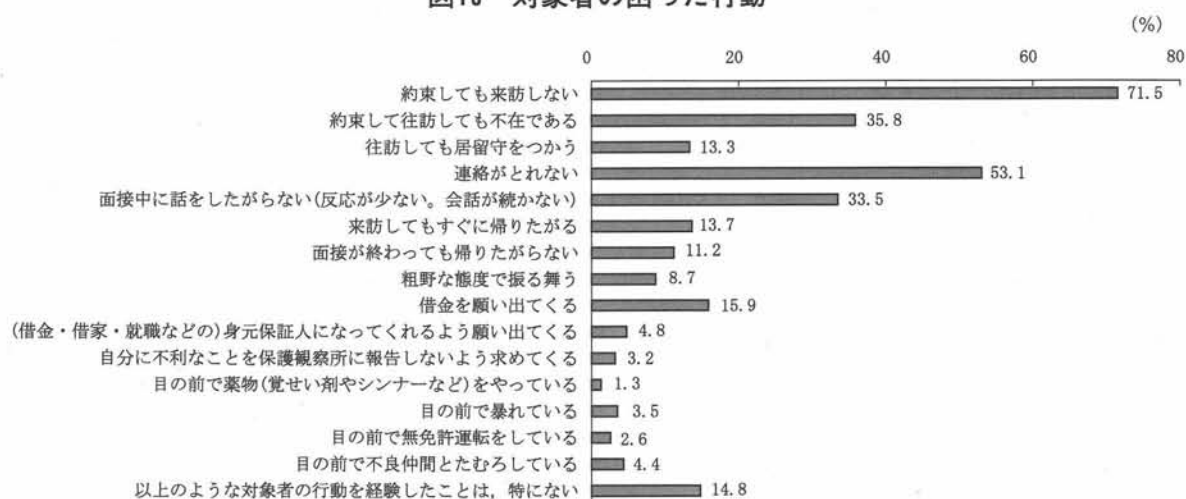
### 3 保護観察処遇における困難場面等

#### (1) 対象者の困った行動

保護司は、対象者の保護観察を続けるうちに様々な困難に遭遇することがあるが、面接調査の結果等を踏まえて、対象者の困った行動をリストアップし、そのような行動を経験したことがあるかどうかを

選んでもらったところ、図18のとおり、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」が多く、保護司が対象者との接触の確保に苦心していることが分かる。また、対象者が「面接中に話をしたがらない（反応が少ない。会話が続かない）」経験をしている者も3分の1程度おり、対象者（特に少年と思われる。）から話を引き出すのに苦労している保護司の姿がうかがわれる。

図18 対象者の困った行動



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

### 【質問紙調査の自由記載回答】

「往訪すると玄関に施錠して出てこない」、「自分の家に帰りたくないで、保護司宅にいさせてほしいと言われた」、「仕事を世話しても一度しか行かず、雇用主に迷惑をかけた」、「深夜に相談の電話をかけてくる」、「面接中に対象者に携帯電話がかかってきて、話が續かない」、「友達を連れて来訪してくる」などの記載が見られた。

### 【面接調査の回答】

面接調査においては、「保護観察をやっていて、『難しい』、『困った』と思われた経験がありましたら、お聞かせください」と尋ねたところ、「来訪がなく、連絡がとれないこと」、「面接中に話す話題がなくなること」、「面接中、なかなか口を開いてくれないこと」、「話の糸口がつかめない少年ケースが増えたこと」、「いくら話をしても、心が通じ合えたという実感が持てないとき」、「対象者に就労意欲がない場合」、「忙しい時間帯に、対象者から何度も長電話をされたこと」、「夜間に対象者が荷物を持って、『家出するから置いてください』と訪ねてきたこと」、「対象者が家出し、その親と一緒に探し回ったこと」、「対象者同士で情報交換し、保護観察に対して誤った知識を持ってしまうこと」などの回答があった。

### (2) 対象者の親の困った行動

面接調査において、「以前（例えば5年くらい前）と比べて、対象者（特に少年）やその家族は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか」と質問したところ、少年よりも親の方が変わったという意見が多かった。例えば、「親が非協力的になった」、「初めての面接に親が同伴

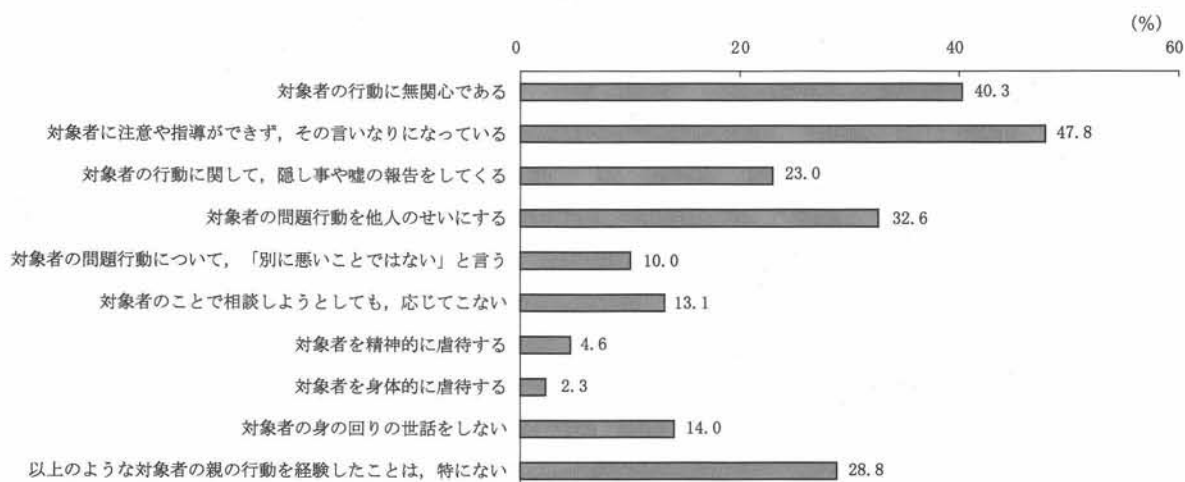
しなくなった」、「以前は少年の家族が更生のために努力してくれた。しかし、今の親は、子供が非行をしても、それが悪いことだと認識していないことがある」、「親が子供に無関心になった。『あいつのことだから、おれは知らない』と他人事のようにだ」、「親の生活態度が安易になり、子のしつけが不十分になってきている」などである。

そこで、質問紙調査においては、対象者の親の困った行動の例をリストアップし、そのような行動を経験したことがあるかを選択してもらった。その結果が図19である。「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」など、親の監護能力の低さを経験している保護司が多い。

また、「対象者の行動に関して、隠し事や嘘の報告をしてくる」及び「対象者のことで相談しようとしても、応じてこない」も相当数あり、保護司が対象者の親の協力を得るのに困難を感じている様子が見られる。

なお、保護司の目を通して見た、親の問題行動の中には、「対象者の身の回りの世話をしない」が比較的多い。このことは、対象者の行動に無関心な親が多く見受けられることとも関連していると思われる。

図19 対象者の親の困った行動



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

親の行動について、「『こんな悪い息子はどうしようもないから、国が面倒を見るべきだ』と他人事のように言う」、「『うちの子に限って絶対に悪いことなどしていない。悪いのは友達だ』と言う」、「はれ物に触るように対象者に接する」、「子供の金銭的要求に安易に応じる」、「子供にジュースとスナック菓子だけ与えて放置する」、「対象者の就労先へ行って賃金を前借りする」、「電話しても応答せず、手紙を届けても反応がない」、「対象者の改善が進まないのは保護司のせいだと食ってかかってくる」、「子供に問題行動があるときは頼ってくるが、そうでないときは接触を避ける」などの記載が見られた。

### (3) 類型別の対象者の処遇状況

類型別処遇は、処遇困難とされる対象者を、その問題性や犯罪・非行の態様などによって類型化して

把握し、各類型ごとの特性に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効を高めようとするものである。この処遇制度は、平成2年に導入された後、平成15年に全面改正され、保護観察処遇の基幹をなすものとして定着している。

改正後の類型は、「シンナー等乱用」、「覚せい剤事犯」、「問題飲酒」、「暴力団関係」、「暴走族」、「性犯罪等」、「精神障害等」、「中学生」、「校内暴力」、「高齢」、「無職等」、「家庭内暴力」、「ギャンブル等依存」の13種類であるが、本調査においては、これに「長期刑仮出獄者（刑期8年以上。無期刑を含む。）」を加えた14類型について質問した。

結果は表5のとおりであり、類型別対象者の担当経験の有無を見ると、「覚せい剤事犯」については、5割の保護司が担当を経験している。次いで、「暴走族」、「無職等」、「シンナー等乱用」、「暴力団関係」、「中学生」の順で担当経験のある者が多い。

対応方法として、「面接・調整等を普通以上に繰り返した」の比率が高いのは、「家庭内暴力」や「シンナー等乱用」であり、「保護観察官と協議を重ねた」の比率が高いのは、「精神障害等」や「家庭内暴力」である。「関係機関の協力を求めた」は全般的に比率が低いが、「校内暴力」、「中学生」、「精神障害等」については高い。「校内暴力」や「中学生」は学校との協力を、「精神障害等」は医療・福祉機関との協力を求めたためと思われる。「研修資料やマニュアルを参照した」の比率は、「覚せい剤事犯」や「シンナー等乱用」といった薬物事犯で高い。

対応した結果、効果が得られたと思うかどうか尋ねたところ、「効果が得られた」と答えた者の方が、「効果が得られなかった」と答えた者より全般的に多かった。「効果が得られた」の比率が高いのは、「シンナー等乱用」、「校内暴力」、「中学生」、「暴走族」の順であり、「効果が得られなかった」という比率が高いのは、「ギャンブル等依存」、「精神障害等」、「暴力団関係」、「問題飲酒」の順である。特に、「ギャンブル等依存」は唯一、効果無しが効果有りを上回った。

表5 類型別対象者の担当経験の有無及び対応方法等

対象者の類型	担当経験有り		対応方法										効果の有無			
	度数	比率	面接・調整の繰り返し		保護観察官との協議		関係機関との協力		研修資料・マニュアル		特別な対応なし		効果が得られた		効果が得られなかった	
			度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率
シンナー等乱用	922	(40.8)	490	(53.1)	427	(46.3)	131	(14.2)	361	(39.2)	92	(10.0)	602	(65.3)	136	(14.8)
覚せい剤事犯	1,130	(50.0)	523	(46.3)	523	(46.3)	132	(11.7)	495	(43.8)	156	(13.8)	575	(50.9)	245	(21.7)
問題飲酒	333	(14.7)	157	(47.1)	112	(33.6)	54	(16.2)	76	(22.8)	57	(17.1)	155	(46.5)	92	(27.6)
暴力団関係	729	(32.3)	241	(33.1)	333	(45.7)	125	(17.1)	161	(22.1)	161	(22.1)	261	(35.8)	211	(28.9)
暴走族	1,086	(48.1)	464	(42.7)	393	(36.2)	134	(12.3)	353	(32.5)	210	(19.3)	591	(54.4)	119	(11.0)
性犯罪等	485	(21.5)	180	(37.1)	151	(31.1)	39	(8.0)	113	(23.3)	127	(26.2)	227	(46.8)	72	(14.8)
精神障害等	227	(10.0)	108	(47.6)	142	(62.6)	92	(40.5)	72	(31.7)	21	(9.3)	95	(41.9)	74	(32.6)
中学生	695	(30.8)	327	(47.1)	264	(38.0)	329	(47.3)	131	(18.8)	87	(12.5)	383	(55.1)	107	(15.4)
校内暴力	200	(8.8)	94	(47.0)	71	(35.5)	108	(54.0)	29	(14.5)	26	(13.0)	114	(57.0)	30	(15.0)
高齢(65歳以上)	263	(11.6)	67	(25.5)	74	(28.1)	28	(10.6)	37	(14.1)	97	(36.9)	116	(44.1)	37	(14.1)
無職等	957	(42.3)	355	(37.1)	272	(28.4)	206	(21.5)	158	(16.5)	210	(21.9)	344	(35.9)	232	(24.2)
家庭内暴力	240	(10.6)	142	(59.2)	124	(51.7)	44	(18.3)	51	(21.3)	29	(12.1)	107	(44.6)	62	(25.8)
ギャンブル等依存	143	(6.3)	66	(46.2)	44	(30.8)	15	(10.5)	34	(23.8)	34	(23.8)	44	(30.8)	52	(36.4)
長期刑仮出獄	202	(8.9)	81	(40.1)	94	(46.5)	22	(10.9)	36	(17.8)	38	(18.8)	86	(42.6)	38	(18.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「担当経験有り」の比率は、全回答者に占める比率である。「対応方法」及び「効果の有無」の比率は、「担当経験有り」に占める比率である。

3 「対応方法」は、上限のない複数回答である。

#### (4) 印象に残った対象者

面接調査においては、「これまでに担当なさったケースで、一番印象に残っているものについて、お聞かせください」と質問している。その結果について、以下に幾つか紹介したい。

「私が担当する中で、人に心を開くことの大切さを感じてくれた少女があり、保護観察終了後も、毎年訪ねてきてくれる」、「暴走族の少年。17歳で、一つ年下の少女と結婚し、子供ができた。私の紹介でとび職に就き、生活が安定したため解除となった」、「女性の無期刑仮出獄者のケース。先輩保護司から担当を引き継いだのだが、最終的に恩赦となり、感激した」、「良好解除で保護観察を終えた少年に、約20年ぶりに駅でバッタリ出くわした。私は忘れていたが、本人はよく覚えていた。立派になった姿を見てうれしかった」、「3年間担当した少女。初めは荒れていてどうしようもなかったが、私が本当に心配していると伝わったときから、変化していった」、「息子の同級生の子を担当した。他人事とは思えずにかかわった」、「中学生の男子を担当したが、口の重い子で、関係を作るのに苦労した」、「仮退院中の少年が警察に保護され、私を身元引受人に指名してきたため、夜遅く引受けに行った。保護司はこんなことまでやらなければならないのかと思ったが、そのケースはその後良くなっていった」、「粗暴な犯罪を繰り返していた仮出獄者。結婚し、子供が産まれたが、その子には目の障害があった。本人はその子のために頑張らねばと更生した」、「高校を卒業したばかりの少年。不良交友の問題が大きかったが、地域のサークル活動を紹介したところ、これがうまくいった。現在は社会人として大変活躍している」、「中学生の男子。手のつけようがないほど荒れており、怖い感じであったが、紆余曲折を経て、少しずつ良くなっていった。無事卒業式を迎えられた時にはうれしかった」、「少年のケース。瓦職人の親方と出会い、見違えるように成長していった。今でもすれ違くと、車を停めてまであいさつしてくれる」、「嘘の多い少年を担当し、振り回された。保護観察終了後の今でも、どうしているだろうかと夢に見ることがある」、「同時に少女と少年を担当した時のこと。少女の家庭は貧困だったが、親が熱心で温かく、その子も立ち直っていった。一方、少年の家庭は裕福だったが、親が冷たく、その子は最後まで安定しなかった。家庭の影響によって、これほどまでに違ってくるものかと実感した」、「かつて暴力団関係のあった仮出獄者が、結婚を機に生活が安定していき、期間満了後も子供を見せにきてくれた」、「暴走族の少年。目つきの険しい子だったが、だんだんと優しい目になり、話し方も変わってきた。解除で終了し、共に喜んだ」

いずれも、対象者とかかわることの難しさや喜びを表す言葉である。

#### (5) 対象者が更生したと思えるとき

面接調査において、対象者が更生したと思えるのはどんなときであるか尋ねたところ、「再非行がなく、生活全般が落ち着いたとき」、「表情が明るくなり、自分から話すようになったとき」、「具体的な目標を定めて努力できるようになったとき」、「話にまとまりができてきて、服装もきちんとしてきたとき」、「約束事をきちんと守れるようになったとき」、「仕事が続く、生活にリズムができてきたとき」、「職場に定着できたとき」、「交友関係を見直すことができたとき」、「良い交際相手が出てきたとき」、「配偶者や子供など励みになる存在ができたとき」、「他人への思いやりが感じられるようになったとき」、「本人に新たな気づきが生まれたとき」、「事件への反省の気持ちを持ったとき」などの回答があった。特に、「就労の継続」、「約束事（遵守事項や来訪）の遵守」及び「大切だと感じる人とのつながり」を、更生の重要な目安とする意見が多かった。

## (6) 小括

- ア 対象者の困った行動として、約束しても来訪しない、連絡がとれない、約束して保護司が往訪しても不在であるといったことを経験している者が多く、保護司が対象者との接触確保に苦心していることがうかがわれる。また、対象者が面接中に話をしたがらないということを経験している者も約3分の1おり、対象者(特に少年と思われる。)とコミュニケーションを図るのに苦労している保護司の姿もうかがわれる。
- イ 対象者の親の困った行動として、対象者に注意や指導ができない、対象者の行動に無関心である、対象者の問題行動を他人のせいにするといったことを経験している者が多く、親の監護能力の問題に関して保護司が苦慮していることがうかがわれる。
- ウ 類型別に見ると、5割の者が覚せい剤事犯対象者を担当したことがあり、暴走族対象者、無職等対象者、シンナー等乱用対象者についても、4割以上の者が担当経験を有している。対応方法の主なものは、面接・調整の繰り返しや保護観察官との協議であるが、類型によっては関係機関との協力が重要な対応となっている。
- エ 面接調査からは、数値データに表れない、保護観察処遇の難しさや対象者とかかわることの喜びが伝わってきた。また、保護司が対象者の更生の目安としている主なものは、就労の継続、約束事(遵守事項や来訪)の遵守、大切だと思える人とのつながりであった。

## 4 地域社会とのつながり

### (1) 保護司以外のボランティア等の経験

#### ア 単純集計

調査対象保護司は、そのほとんどが地域に長く居住しており、平均居住年数は約46年であった。

また、保護司以外の公職やボランティアの経験について質問したところ、93.9%の者が、現在又は過去において経験したことがあると回答した。

経験したボランティア等の主な種類は、表6のとおりであり、これを図式化すると図20のようになる。比率の高い順に、「町内会役員」、「PTA役員」、「社会福祉協議会役員」、「少年補導員」、「更生保護女性会員」、「消防団員」、「民生・児童委員」、「少年指導委員」となっている。

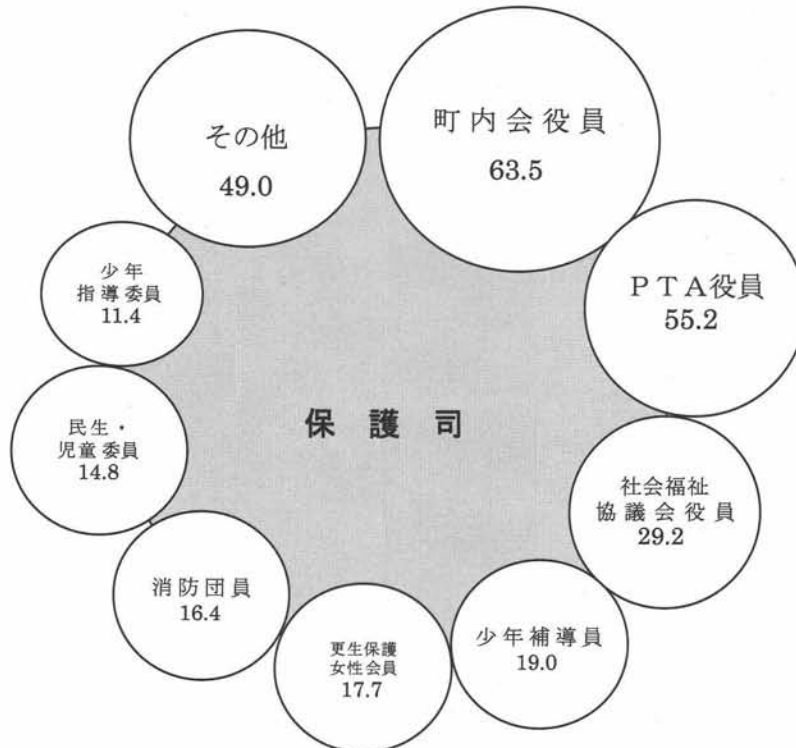
何種類のボランティア等を経験しているかについて見ると、保護司以外に二つが23.1%、三つが22.8%、四つ以上が29.9%となっており、保護司が地域において多様な役割を果たしていることが分かる。

表6 保護司の兼ねている又は経験したことのあるボランティア等

	度数	比率
民生・児童委員	334	(14.8)
社会福祉協議会役員	660	(29.2)
少年補導員	429	(19.0)
少年指導委員	258	(11.4)
篤志面接委員・教誨師	38	(1.7)
人権擁護委員	84	(3.7)
調停委員	59	(2.6)
町内会役員	1,434	(63.5)
PTA 役員	1,247	(55.2)
消防団員	371	(16.4)
更生保護女性会員	401	(17.7)
BBS 会員	69	(3.1)
協力雇用主	41	(1.8)
スポーツ関係	63	(2.8)
薬物乱用防止関係	50	(2.2)
防犯関係	27	(1.2)
青少年育成関係	88	(3.9)
子ども会関係	33	(1.5)
社会教育関係	53	(2.3)
交通安全関係	42	(1.9)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 上限のない複数回答である。  
 3 全回答者に占める比率である。

図20 保護司の兼ねている又は経験したことのあるボランティア等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「その他」は、人権擁護委員、BBS 会員、調停委員等である。  
 3 上限のない複数回答である。  
 4 数値は、全回答者に占める比率である。



## イ 変数として用いる属性の区分けの追加

ここまで、主に、男女、年齢、保護司経験年数、人口規模を変数として用い分析してきたが、更に地域とのかかわりの長さや多様さを示すものとして、地域居住年数及びボランティア経験数の変数を作成し、今後の分析に用いることとする。情報の圧縮内容は、次のとおりであり、無回答は除いた。

- ・地域居住年数～40年未満（787人）、40年以上60年未満（795人）、60年以上（646人）の3群
- ・ボランティア経験数～経験したボランティアの数が一つ以下（548人）、二～三つ（1,037人）、四つ以上（675人）の3群

新たな変数と年齢、保護司経験年数、人口規模の変数をクロスさせて見たのが、表7である。

当然のごとく、地域居住年数は、年齢層が上がるほど長く、保護司経験年数が長いほど長い。また、人口規模が大きいほど短いことがうかがえる。

さらに、ボランティア経験数は、年齢層が上がるほど多く、保護司経験年数が長いほど多いことがうかがわれる。人口規模×ボランティア経験数では、特に大きな違いは見られない。

表7 回答者の属性間のクロス集計表Ⅱ

## ① 年齢層×地域居住年数のクロス集計表

区 分	40年未満	40年以上 60年未満	60年以上	合 計
60歳未満	296 (50.7)	288 (49.3)		584 (100.0)
60歳代	373 (36.8)	267 (26.4)	373 (36.8)	1,013 (100.0)
70歳以上	118 (18.8)	240 (38.2)	271 (43.1)	629 (100.0)
合 計	787 (35.4)	795 (35.7)	644 (28.9)	2,226 (100.0)

## ② 年齢層×ボランティア経験数のクロス集計表

区 分	1つ以下	2～3つ	4つ以上	合 計
60歳未満	186 (31.6)	282 (47.9)	121 (20.5)	589 (100.0)
60歳代	228 (22.2)	479 (46.6)	321 (31.2)	1,028 (100.0)
70歳以上	134 (20.9)	276 (43.1)	231 (36.0)	641 (100.0)
合 計	548 (24.3)	1,037 (45.9)	673 (29.8)	2,258 (100.0)

## ③ 保護司経験年数×地域居住年数のクロス集計表

区 分	40年未満	40年以上 60年未満	60年以上	合 計
5年未満	285 (50.1)	195 (34.3)	89 (15.6)	569 (100.0)
5年以上 10年未満	200 (40.7)	163 (33.2)	128 (26.1)	491 (100.0)
10年以上 20年未満	225 (30.0)	277 (36.9)	248 (33.1)	750 (100.0)
20年以上	71 (17.6)	154 (38.2)	178 (44.2)	403 (100.0)
合 計	781 (35.3)	789 (35.7)	643 (29.1)	2,213 (100.0)

## ④ 保護司経験年数×ボランティア経験数のクロス集計表

区 分	1つ以下	2～3つ	4つ以上	合 計
5年未満	179 (30.9)	288 (49.7)	113 (19.5)	580 (100.0)
5年以上 10年未満	135 (27.2)	236 (47.5)	126 (25.4)	497 (100.0)
10年以上 20年未満	175 (23.1)	347 (45.7)	237 (31.2)	759 (100.0)
20年以上	58 (14.2)	156 (38.1)	195 (47.7)	409 (100.0)
合 計	547 (24.4)	1,027 (45.7)	671 (29.9)	2,245 (100.0)

## ⑤ 人口規模×地域居住年数のクロス集計表

区 分	40年未満	40年以上 60年未満	60年以上	合 計
5万人未満	232 (28.7)	291 (36.0)	285 (35.3)	808 (100.0)
5万人以上 30万人未満	242 (38.8)	219 (35.2)	162 (26.0)	623 (100.0)
30万人以上	309 (39.8)	277 (35.6)	191 (24.6)	777 (100.0)
合 計	783 (35.5)	787 (35.6)	638 (28.9)	2,208 (100.0)

⑥ 人口規模×ボランティア経験数のクロス集計表

区 分	1つ以下	2～3つ	4つ以上	合 計
5万人未満	183 (22.2)	381 (46.2)	260 (31.6)	824 (100.0)
5万人以上 30万人未満	161 (25.6)	277 (44.0)	192 (30.5)	630 (100.0)
30万人以上	198 (25.2)	369 (46.9)	219 (27.9)	786 (100.0)
合 計	542 (24.2)	1,027 (45.8)	671 (30.0)	2,240 (100.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は行内の構成比である。  
 3 無回答を除く。

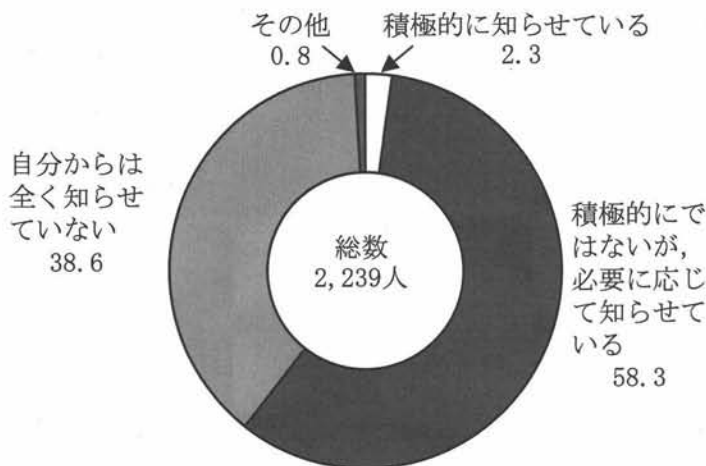
(2) 保護司に対する周囲の認識等

ア 単純集計

保護司であることを地域の人々に知らせているかを尋ねたところ、図21のとおり、「積極的に知らせている」は2.3%と少なく、大部分は、「積極的にではないが、必要に応じて知らせている」又は「自分からは全く知らせていない」であった。保護司が自らの身分を地域に明かそうとしない背景には、自分と接触する対象者の保護観察秘匿への配慮があるものと考えられる。

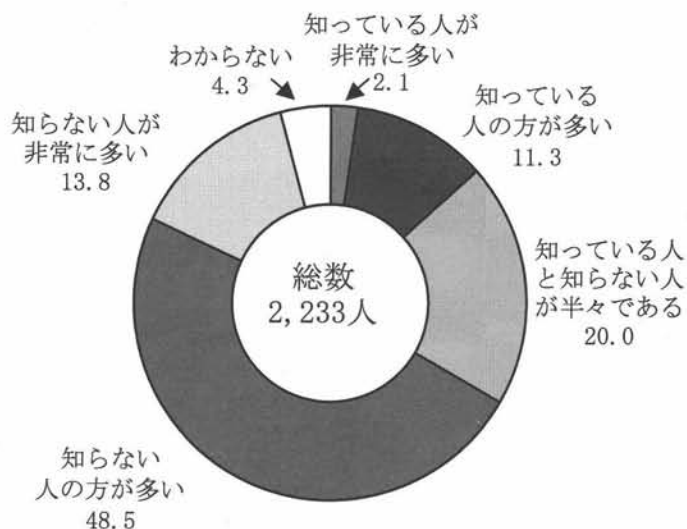
また、「あなたが保護司であることとは別に、保護司が一般的にどのような活動をし、どのような役割を果たしているのか、地域の人々は知っていますか」という質問に対しては、図22のとおり、「知らない人の方が多い」と「知らない人が非常に多い」が、併せて約6割という回答結果であった。保護司の処遇活動が対象者の保護観察の秘匿を重視しつつ行われることなどから、保護司の存在そのものが地域社会に十分に知られていないことがうかがわれる。

図21 保護司であることを知らせているか



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 その他は、「広報紙で紹介されている」などである。  
 3 無回答を除く。

図22 地域の人々は保護司の活動や役割を知っているか

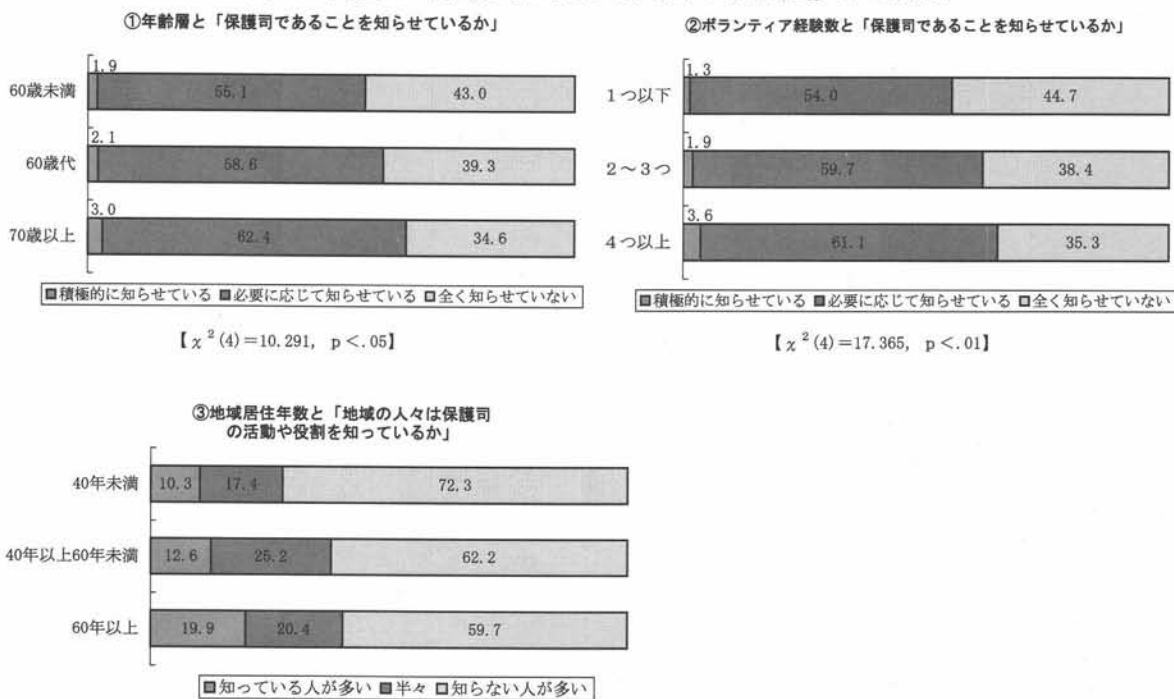


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

イ 属性とのクロス集計

「保護司であることを知らせているか」と属性をクロスして見たところ、年齢層が上がるほど(図23①)、ボランティア経験数が多いほど(図23②)、「積極的にではないが、必要に応じて知らせている」の比率が高くなり、「自分からは全く知らせていない」の比率が低くなる。

図23 属性と「保護司に対する周囲の認識等」との関連



【 $\chi^2(4)=10.291, p<.05$ 】

【 $\chi^2(4)=17.365, p<.01$ 】

【 $\chi^2(4)=44.166, p<.001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

また、「地域の人々は保護司の活動や役割を知っているか」を三つの群（「知っている人が非常に多い」及び「知っている人の方が多い」を「知っている人が多い」にまとめたもの、「知らない人の方が多い」及び「知らない人が非常に多い」を「知らない人が多い」にまとめたもの、さらに、「知っている人と知らない人が半々である」の三つの群）とし、属性とクロスして見たところ、年齢層が上がるほど、地域居住年数が長いほど（図23③）、ボランティア経験数が多いほど、「知っている人が多い」の比率が高く、「知らない人が多い」の比率が低い。

### (3) 保護司と対象者やその家族との面識、地域性をいかした指導・援助

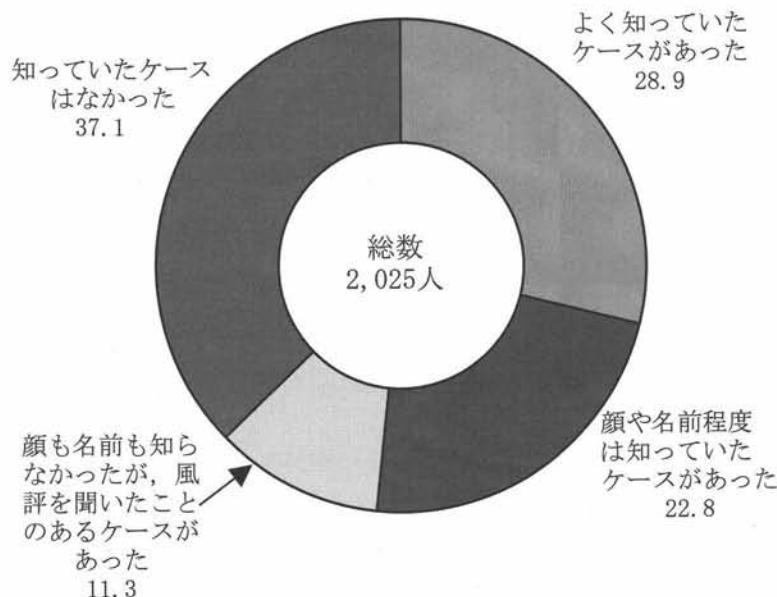
#### ア 単純集計

最近5年間に担当した対象者やその家族について、担当前から地域内で知っていたという経験があったか否かを尋ねたところ、図24のとおり、「知っていたケースはなかった」が約4割である一方、「よく知っていたケースがあった」と「顔や名前程度は知っていたケースがあった」が併せて約5割であった。

このことに関し、面接調査においては、「よく知っているケースは、かえってやりづらい」、「面識のあるケースは、断っている」、「近くの保護司だと、対象者が嫌がるのではないか」などの意見や、「対象者の親を知っているとやりやすい」、「知っている子の方がやりやすかった」などの意見が聞かれた。また、「新住民が多いので、知っているケースは少ない」、「以前は面識のあったケースが多かったが、この頃は少ない」という、地域の変化を感じさせる発言もあった。

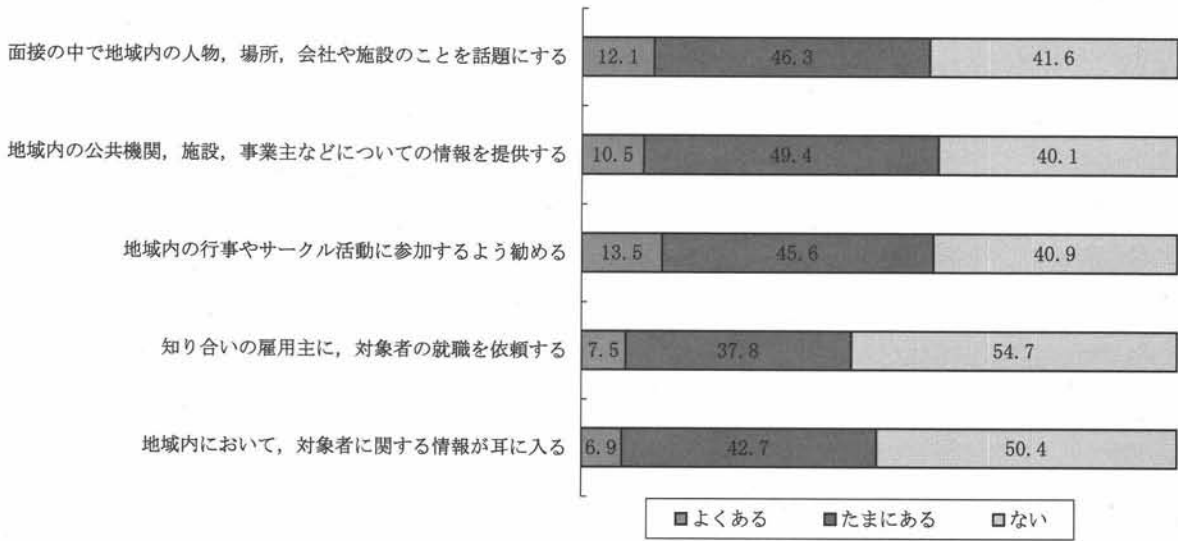
なお、地域性をいかした指導・援助について調査したところ、図25のとおりであり、各項目とも、半数前後の保護司が、「よくある」又は「たまにある」としている。

図24 対象者やその家族との以前からの面識



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

図25 地域性をいかした指導・援助



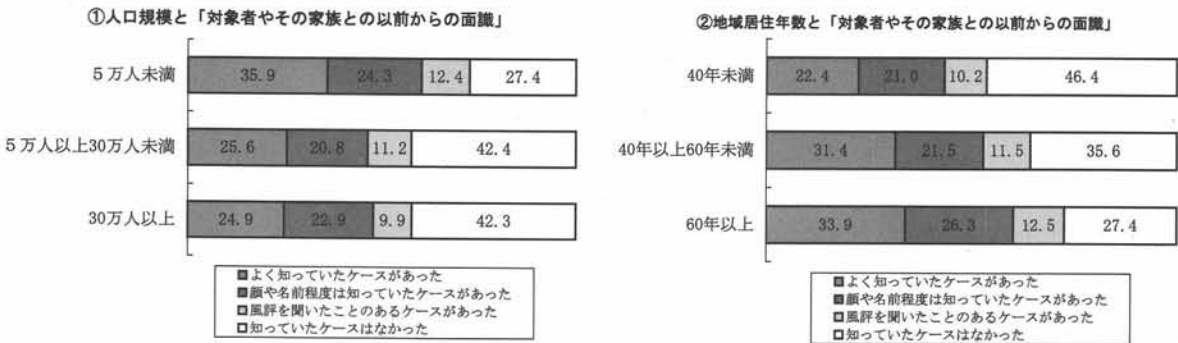
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

イ 属性とのクロス集計

(ア) 対象者やその家族との以前からの面識

「対象者やその家族との以前からの面識」と属性とをクロスして見たところ、年齢層が上がるほど、保護司経験年数が長いほど、「顔や名前程度は知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高い。また、図26①のとおり、人口規模が小さいほど、「よく知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高く、図26②のとおり、地域居住年数が長いほど、「よく知っていたケースがあった」、「顔や名前程度は知っていたケースがあった」や「顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった」の比率が高く、また、ボランティア経験数が多いほど、「よく知っていたケースがあった」や「顔や名前程度は知っていたケースがあった」の比率が高い。

図26 属性と「対象者やその家族との以前からの面識」との関連



【 $\chi^2(6) = 49.516, p < .001$ 】

【 $\chi^2(6) = 54.387, p < .001$ 】

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

(イ) 地域性をいかした指導・援助

地域性をいかした指導・援助について、「よくある」及び「たまにある」を「ある」にまとめ、これと「ない」との二つの群とし、属性とクロスして見たところ、次のような結果であった。

a 男女別

男女別に見ると、男性の方が、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」に「ある」と答えた者の比率が高い。

b 年齢層別・保護司経験年数別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27①)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」に「ある」と答えた者の比率が高い。保護司経験年数別に見ても、ほぼ同様である。

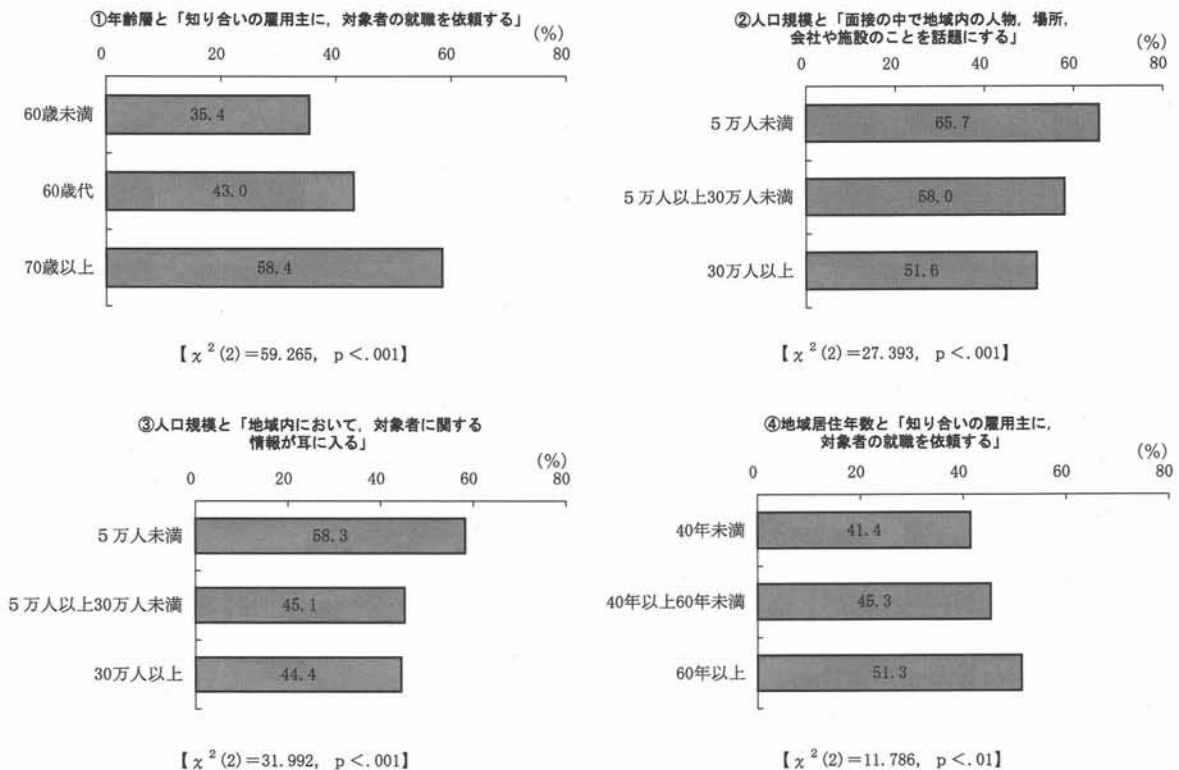
c 人口規模別

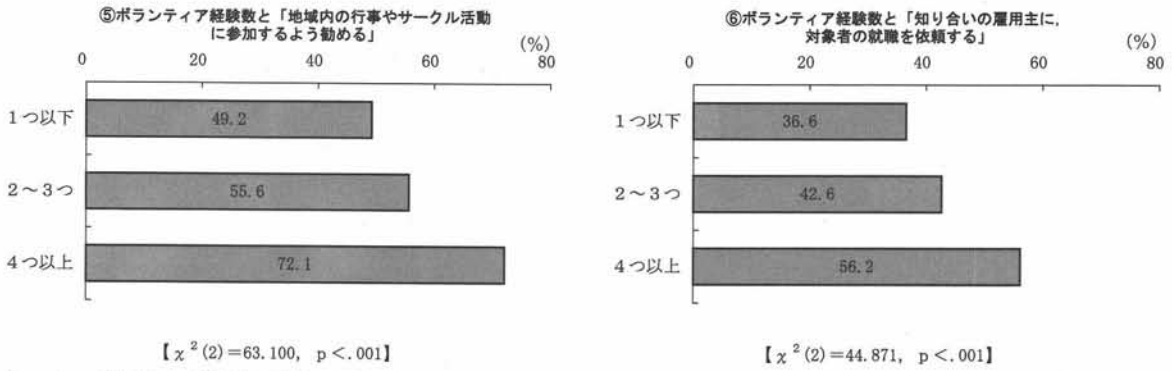
人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」(図27②)、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」(図27③)に「ある」と答えた者の比率が高い。人口規模が小さいほど、地域性をいかした指導・援助を行いやすいことがうかがえる。

d 地域居住年数別

地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27④)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」に「ある」と答えた者の比率が高い。

図27 属性と地域性をいかした指導・援助との関連





- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「よくある」又は「たまにある」と答えた者の比率である。  
 3 無回答を除く。

#### e ボランティア経験数別

ボランティア経験数で見ると、ボランティア経験数が多いほど、「面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする」、「地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する」、「地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める」(図27⑤)、「知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する」(図27⑥)、「地域内において、対象者に関する情報が耳に入る」の全項目で、「ある」と答えた者の比率が高い。地域で様々なボランティアを経験している者は、地域性をいかした指導・援助に強みを発揮していることがうかがわれる。

### (4) 関係機関・団体との連携

#### ア 単純集計

保護司活動(犯罪予防活動を含む。)を行う上での関係機関・団体との連携状況を質問した結果が、図28である。「よく連携する」又は「たまに連携する」と答えた者が3割を超えたのは、質問項目として設定した19の関係機関・団体のうち12の機関・団体であり、保護司が関係機関・団体と連携をとりながら活動に従事していることが分かる。

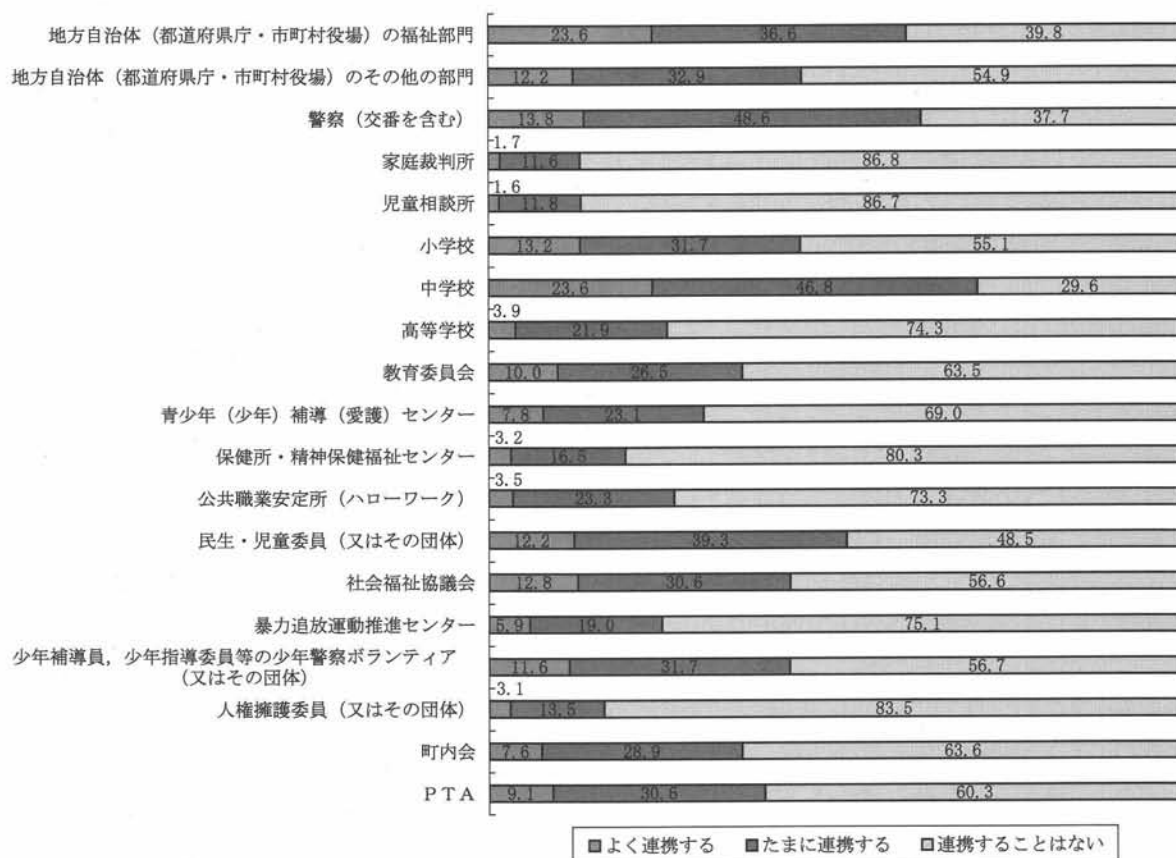
「よく連携する」の比率が高いのは、「中学校」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)の福祉部門」、「警察(交番を含む。）」、「小学校」、「社会福祉協議会」の順であり、「たまに連携する」の比率が高いのは、「警察(交番を含む。）」、「中学校」、「民生・児童委員(又はその団体)」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)の福祉部門」、「地方自治体(都道府県庁・市町村役場)のその他の部門」の順である。

各機関・団体との連携には、犯罪予防活動に係るものと、対象者の処遇に係るものの双方が考えられる。犯罪予防活動においては、小中学校、地方自治体、警察署、社会福祉協議会等とタイアップしての、パレード、集会、シンポジウム、ポスター・看板掲示などが行われていること、また、処遇活動においては、中学生の対象者を担当した場合の学校との連絡協議、対象者が再犯・再非行をしたり問題行動を起こしたりした場合の警察署との連絡協議、対象者が福祉的な措置を必要とする場合の福祉関係機関・団体との連絡協議などが行われていることが、この調査結果に反映されているものと思われる。

特に、中学校との連携が盛んなのは、「保護司(会)と中学校との連携」が全国的な施策として展開され、中学生の非行防止や非行対応に、保護司が培ってきたノウハウを役立てようとする動きが活発であることと関連しているものと思われる。面接調査においては、「2年前から学校担当保護司制を始め、私自身も中学生を対象に講義をすることがあり、反響も大きい」、「中学校の教師と保護



図28 関係機関・団体との連携



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

観察官と保護司とで、定期的に非行に関する勉強会を実施している」などの声もあった。

なお、現在はあまり連携していないものの、今後もっと連携を深めるべきと思われる関係機関・団体について自由記載をしてもらったところ、「中学校」88人、「小学校」47人、「高等学校」41人、「学校」24人、「教育委員会」17人、「教育機関」5人及び「PTA」29人と、教育関係機関・団体との連携の必要性を感じている者が多かった。その他に多かったのは、「警察」52人、「公共職業安定所」26人である。

イ 属性とのクロス集計

関係機関・団体との連携について、「よく連携する」及び「たまに連携する」を「連携する」にまとめ、これと「連携することはない」との二つの群とし、属性とクロスして見たところ、次のような結果であった。

(ア) 男女別

男女別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

(イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、すべての関係機関・団体について、年齢層が上がるほど連携率が高い（例えば、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29①）、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門」（図29②）、「民生・児童委員（又はその団体）」（図29③）、「社会福祉協議会」（図29④））。

(ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数別に見ると、「家庭裁判所」、「児童相談所」、「人権擁護委員（又はその団体）」、「町内会」を除くすべての関係機関・団体において、経験年数が長いほど連携率が高い（例えば、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29⑤）、「警察（交番を含む。）」（図29⑥））。

(エ) 人口規模別

人口規模別に見ると、人口規模が小さいほど、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」（図29⑦）、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門」、「高等学校」、「教育委員会」（図29⑧）、「人権擁護委員（又はその団体）」との連携率が高く、人口規模が大きいほど、「中学校」、「町内会」（図29⑨）との連携率が高い。

(オ) 地域居住年数別

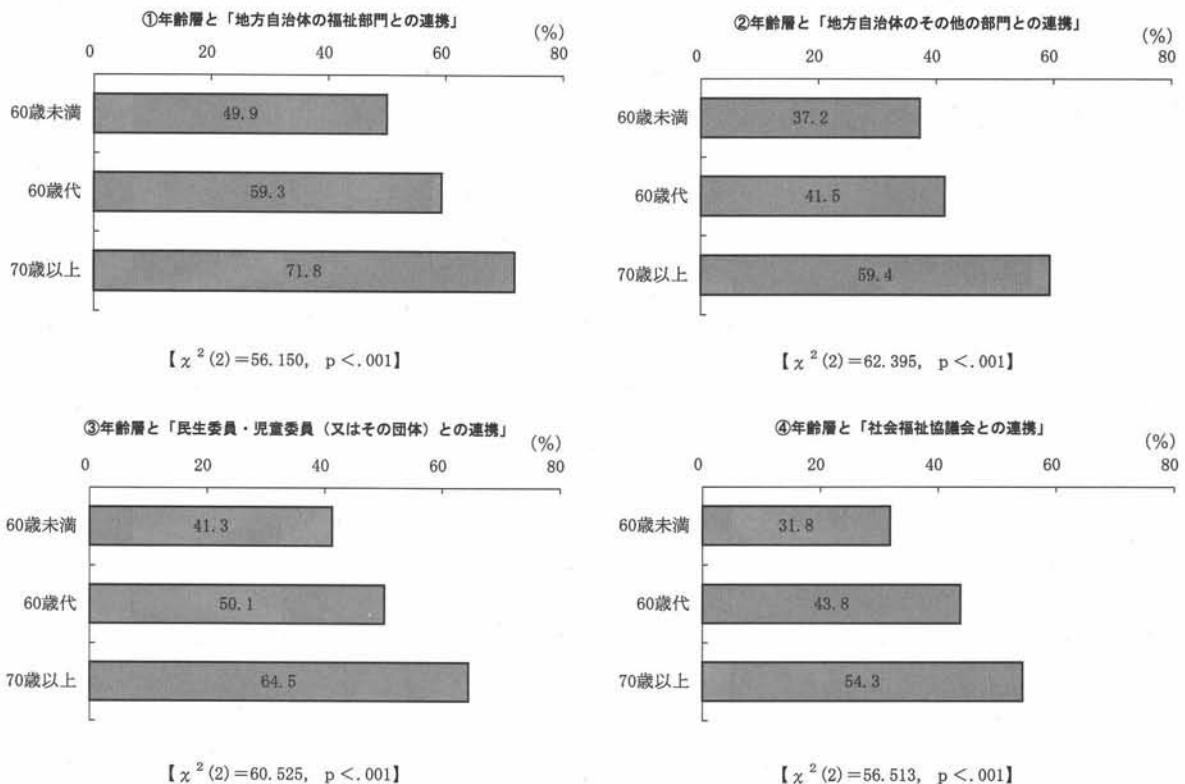
地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門」、「警察（交番を含む。）」、「家庭裁判所」、「小学校」、「教育委員会」、「社会福祉協議会」、「暴力追放運動推進センター」、「少年補導員、少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体）」との連携率が高い。

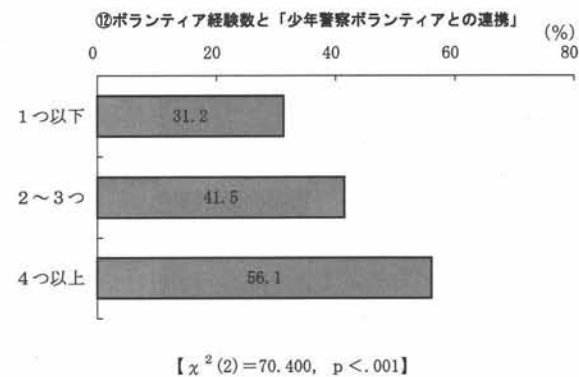
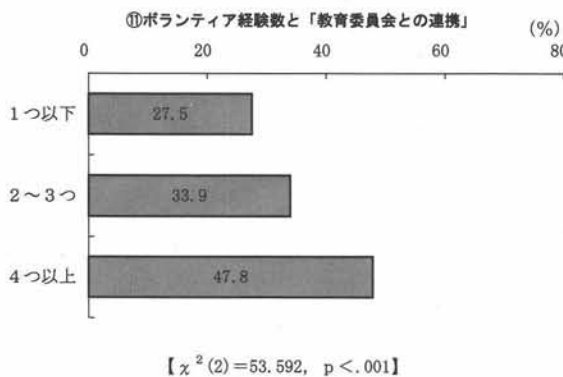
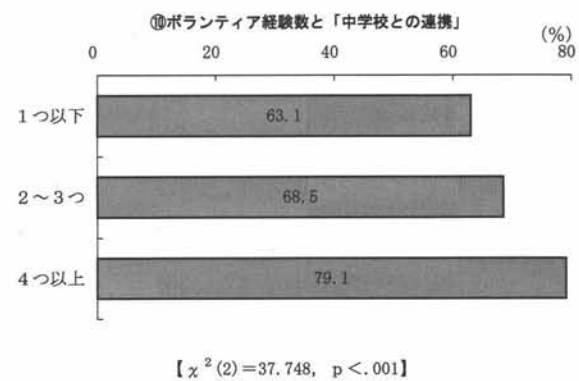
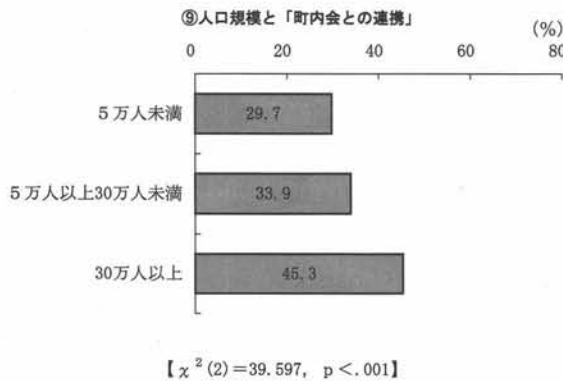
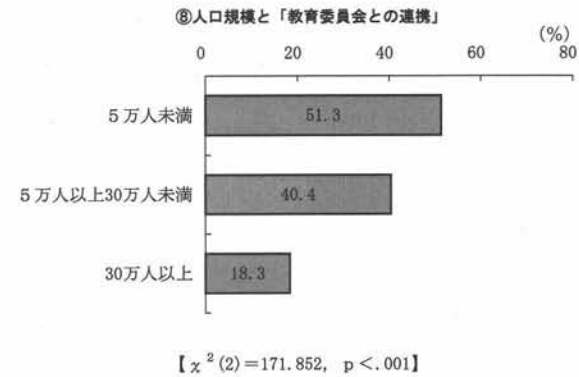
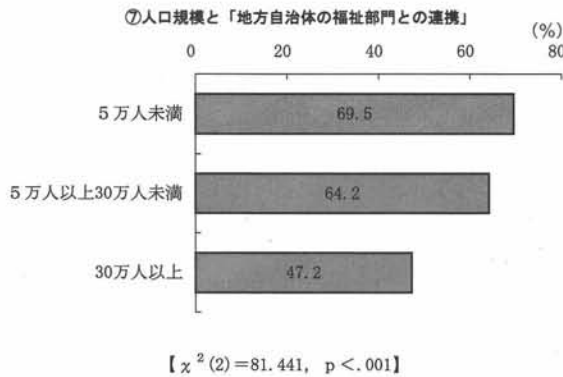
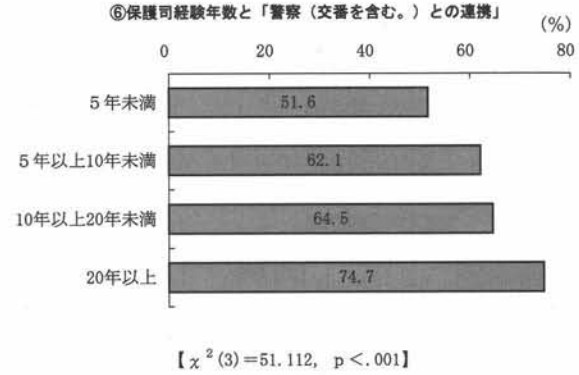
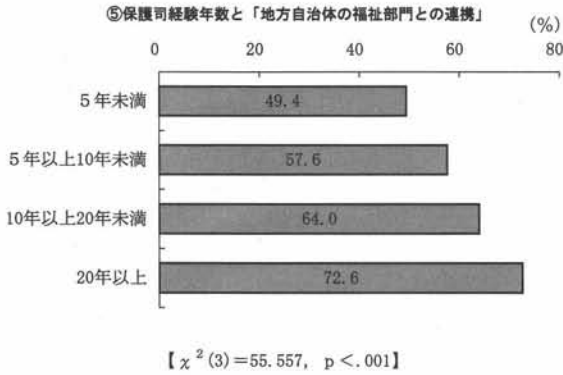
(カ) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると、すべての関係機関・団体について、ボランティア経験数が多いほど連携率が高い（例えば、「中学校」（図29⑩）、「教育委員会」（図29⑪）、「少年補導員、少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体）」（図29⑫））。

以上のことから、年齢層が高く、保護司経験年数が長く、地域において多様な役割を果たしている者ほど、関係機関・団体との連携が活発であることがうかがわれる。

図29 属性と「関係機関・団体との連携」との関係





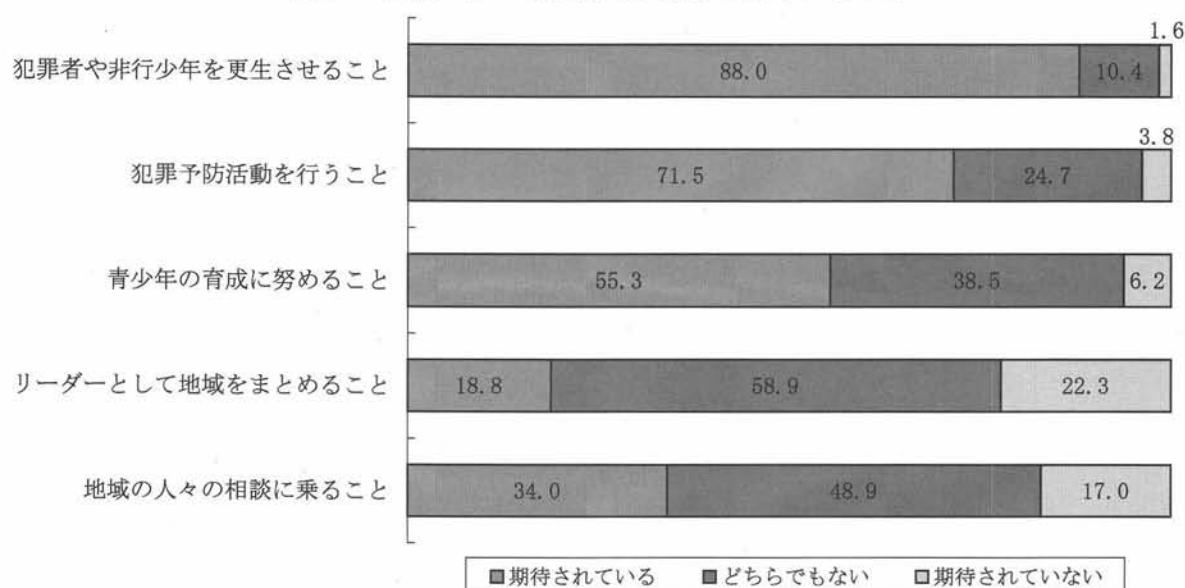
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「よく連携する」又は「たまに連携する」と答えた者の比率である。  
 3 無回答を除く。

### (5) 地域において保護司が期待されていること

#### ア 単純集計及び自由回答

地域において保護司が期待されているのはどのようなことだと思いかを尋ねた結果が、図30である。当然のごとく、保護司活動の二本の柱である「犯罪者や非行少年を更生させること」と「犯罪予防活動を行うこと」について、「期待されている」とする回答が多かった。特に、対象者の改善更生については、保護司の使命と認識する者が約9割に上った。「青少年の育成に努めること」についても、半数以上が期待されていると認識しており、「地域の人々の相談に乗ること」も、約3人に1人は期待を感じている。その一方、「リーダーとして地域をまとめること」については、「どちらでもない」と答えた者が約6割で、「期待されていない」が、「期待されている」を上回った。

図30 地域において保護司が期待されていること



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

#### 【質問紙調査の自由記載回答】

設定した項目以外に、保護司に期待されていることについて自由記載をしてもらったところ、「活動があまり表に出ないため期待の声が低い」、「地域において保護司の存在感が薄い」、「あまり知られていないため期待されることもない」など、そもそも保護司の活動や役割が地域において知られていないために、期待されることも少ない旨の記載があった。その一方、「被害者から相談を受けたり、それに対応することが期待されている」、「非行少年を出さないための、子育てや教育のアドバイザーの役割を期待されている」などの記載も見られた。

#### 【面接調査の回答】

「保護司の役割が地域にほとんど知られていないので、保護司への期待と言われても答えにくい」という意見が相当数あった。また、これに関連して、「もっと地域に理解してもらえるよう努力する必要がある」、「もう少し宣伝しても良いと思うが、自分の顔があまり知られてしまうとやりづらい面があり、ジレンマを感じる」、「特に学校との関係では、もっと表面に出ても良いのではないか」、「細部まで分かってもらう必要はないが、ある程度PRして、分かってもらう必要がある」といった

声が聞かれた。そのほか、保護司に期待されていることとして、「子育てのサポートをすること」、「非行以外の問題でも、その経験を生かせるので、地域や学校にもっとかかわること」、「保護司会において非行相談を受けること」などの意見もあった。

イ 属性とのクロス集計

(ア) 男女別

男女別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

(イ) 年齢層別

年齢層別に見ると、年齢層が上がるほど、「犯罪者や非行少年を更生させること」、「犯罪予防活動を行うこと」、「青少年の育成に努めること」(図31①)、「リーダーとして地域をまとめること」(図31②)、「地域の人々の相談に乗ること」(図31③)のすべての項目において、「期待されている」と答えた者の比率が高い。年齢層が高い者ほど、保護司に対する地域の様々な期待を強く感じていることがうかがえる。

(ウ) 保護司経験年数別

保護司経験年数に見ると、経験年数が長いほど、「犯罪予防活動を行うこと」、「リーダーとして地域をまとめること」、「地域の人々の相談に乗ること」に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

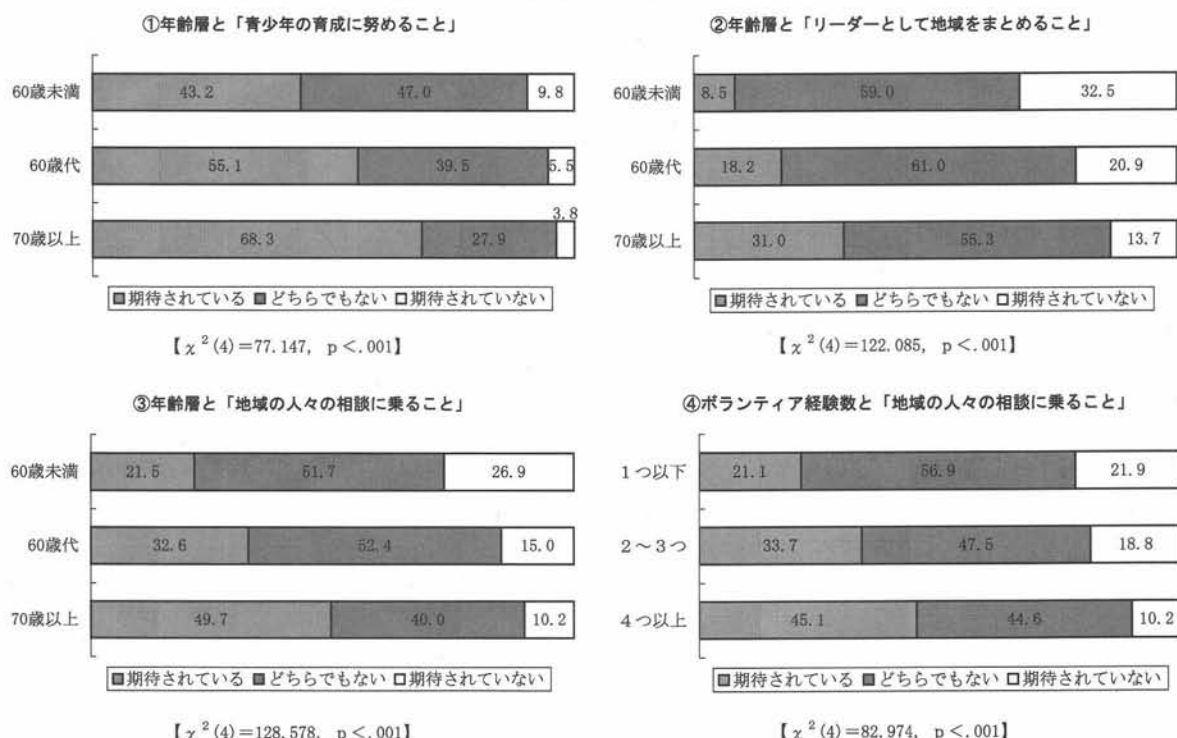
(エ) 人口規模別

人口規模別では、 $\chi^2$  検定の結果、特に有意な比率の差は見られなかった。

(オ) 地域居住年数別

地域居住年数別に見ると、地域居住年数が長いほど、「青少年の育成に努めること」、「リーダー

図31 属性と「地域において保護司が期待されていること」との関係



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

として地域をまとめること」,「地域の人々の相談に乗ること」に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

(カ) ボランティア経験数別

ボランティア経験数別に見ると,ボランティア経験数が多いほど,「犯罪予防活動を行うこと」,「青少年の育成に努めること」,「リーダーとして地域をまとめること」,「地域の人々の相談に乗ること」(図31④)に「期待されている」と答えた者の比率が高い。

(6) 地域社会の変化

面接調査においては,「以前(例えば5年くらい前)と比べて,地域社会は変わったと思いますか。変わったとすれば,どのような点が変わりましたか」と質問したが,これに対しては,「住民同士の親しい付き合いが少なくなった」,「あいさつがなくなった」,「連帯感がなくなった」,「助け合いの精神がなくなった」,「力を合わせて何かやるという雰囲気なくなった」,「地域の人たちが町内会に入らなくなり,行事にも参加しなくなった」,「マンションがたくさんできて,新しい住民が増えているが,その人たちは町内会に入らず,交流が乏しい」,「地域のことを他人任せにする風潮が強くなった」,「隣近所との付き合いがなく,情報が得にくくなった」,「見て見ぬふりの人が多くなり,誰も地域の子供を叱らなくなった」,「地域に『温かさ』というものが本当になくなった」,「自己中心的で,他とかかわらない人が増えた」,「大人があいさつをしなくなった」,「ボランティアの分野では,女性や高齢者のパワーが目立つ」,「高齢化が進み,子供が少なくなった」,「子供を地域活動に出すことに消極的になった」,「犯罪が増加した」,「コンビニが増え,そこにたむろする少年も増えた」といった,地域の連帯意識の希薄化や少子高齢化等を挙げる意見が多かった。その一方,「全体的に高齢化してきているが,地域の結び付きは強く,雨が降ると,近所の人洗濯物を取り込んでくれたりする」,「変わらない」,「子育てを通じて親密な地域関係ができており,地域で子供を見守る,悪いことをする子がいたら皆で注意する,という関係になっている」などの意見も,少数で見られた。

さらに,「犯罪者や非行少年の更生について,以前(例えば5年くらい前)と比べて,地域の人々の協力は得やすくなったと感じますか,得にくくなったと感じますか。また,地域において犯罪者や非行少年を見る目は変わったと思いますか,変わらないと思いますか」と尋ねたが,これに対しては,「地域の人々が犯罪や非行に無関心になった」という回答が目立つ一方,「変わらない」という回答も多かった。そのほか,「非行の問題を,地域全体の問題ではなく,ただの迷惑ととらえるようになった」,「非行少年を排除する傾向にある」,「空き巣などの被害が増え,犯罪者への視線が厳しくなった」,「地域の目は犯罪者に厳しくなった。その一方,犯罪に無関心な人も増えた」,「保護司への協力が得にくくなってきている。かかわりたくないという姿勢が強い」,「一部の人は,防犯に関する意識は高いが,更生に協力しようという意識は薄い」,「協力が得にくくなった。ケースについて近隣の話の聞けなくなった」などの意見があった。

(7) 小括

ア 多くの者が,保護司以外に複数種類のボランティア等を経験しており,保護司が地域社会において多様な役割を果たしていることが分かる。

イ 保護司であることを積極的に地域に知らせている者は少なく,必要に応じて知らせている者や自

分からは全く知らせていない者がほとんどである。これは、対象者のプライバシーへの配慮と密接に関連しているものと思われる。また、そのようなこともあって、保護司の活動や役割が、地域にあまり浸透していない様子がうかがわれる。

ウ 約半数の者は、対象者やその家族との面識があったケースを担当したことがあるとしており、人口規模の小さい地域に居住する者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、以前から面識があったケースの担当経験を有している。また、男性、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、人口規模の小さい地域に居住する者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者において、より地域性をいかした指導・援助を行っていることがうかがわれる。

エ 保護司は、全般的に関係機関・団体との連携を活発に行っている。中でも連携が活発なのは、中学校、地方自治体の福祉部門、交番を含む警察署である。更に連携を深めるべきとの回答が多かったのは、学校などの教育機関・団体である。

オ 年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、関係機関・団体との連携が活発である。また、人口規模の小さい地域に居住する者ほど、地方自治体、高等学校、教育委員会、人権擁護委員との連携が活発であり、人口規模の大きい地域に居住する者ほど、中学校、町内会との連携が活発である。

カ 地域において保護司が期待されている役割としては、犯罪者や非行少年を更生させること、犯罪予防活動を行うこと、青少年の育成に努めることとする者が多い。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、保護司に対する地域の様々な期待を感じている。なお、面接調査においては、保護司の役割が地域にほとんど知られていないので、保護司への期待と言われても答えにくいという意見が相当数あった。

キ 面接調査によれば、地域社会の変化として、連帯意識が希薄化したことを挙げる保護司が多かった。

## 5 犯罪被害者に関すること

### (1) 被害者等調査の経験

仮釈放審査や恩赦上申検討等に当たっては、必要に応じて、犯罪被害者やその遺族に対し、面接等により直接接して行う被害者等調査が実施されている。このような調査は保護観察官が行うことが多いが、場合によっては保護司に調査を依頼することができる。

そこで、本調査において、仮釈放審査や恩赦上申検討に当たった被害者等調査を行った経験があるか、また、経験した際に、被害者や遺族からどのような対応を受けたかについて質問したところ、何らかの被害者等調査の経験がある者は14.4%で、五つの罪種ごとに見ると、経験のある者は、それぞれ3～6%程度であった。最も比率が高いのが、「交通事故の被害者、遺族」で6.4%、次いで、「殺人・傷害致死事件の遺族」(5.6%)、「財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者」(4.2%)、「粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者」(4.0%)、「性犯罪(強姦等)の被害者」(2.7%)の順である。

また、罪種ごとに被害者等から受けた対応や要望を見ると、図32のとおり、「殺人・傷害致死事件の遺族」においては、「仮釈放や恩赦について反対された」、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「調査を拒否された」、「加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた」が比較的多く、「交通事故の被害者、遺族」においては、「仮釈放や恩赦について反対された」、「謝罪や対話の仲介を求められた」が比較的多く、「粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者」においては、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた」が比較的多く、「財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者」においては、「加害者が近づかないよう指導を依頼された」、「仮釈